平成２７年第５回美幌町議会定例会会議録

平成２７年　９月１５日　開会
平成２７年　９月１７日　閉会

平成２７年　９月１６日　第２号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　一般質問　　９番　坂　田　美栄子　君
２番　大　江　道　男　君
１０番　吉　住　博　幸　君
日程第　３　選挙第　５号　美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第　４　発議第　１号　美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
日程第　５　同意第　７号　美幌町教育委員会委員の任命について
日程第　６　同意第　８号　美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について
日程第　７　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について
日程第　８　議案第６１号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第　９　議案第６２号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第１０　議案第６３号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第１１　議案第６４号　美幌町特定個人情報保護条例の制定について
日程第１２　議案第６５号　番号法施行条例の制定について
日程第１３　議案第６６号　美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１４　議案第６７号　美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第１５　議案第６８号　美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定について
日程第１６　議案第６９号　平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第３号）について
日程第１７　議案第７０号　平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第１８　議案第７１号　平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第１９　議案第７２号　平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）について

○出席議員

１番　髙　橋　秀　明　君　　２番　大　江　道　男　君
３番　新　鞍　峯　雄　君　　４番　上　杉　晃　央　君
５番　稲　垣　淳　一　君　　６番　戸　澤　義　典　君
７番　早　瀬　仁　志　君　　８番　岡　本　美代子　君
９番　坂　田　美栄子　君　　副議長１０番　吉　住　博　幸　君
１１番　橋　本　博　之　君　　１２番　中　嶋　すみ江　君
１３番　古　舘　繁　夫　君　　議　長１４番　大　原　　昇　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
農業委員会会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会委員長	松本光伸君
監査委員	髙木　清君		

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木　斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤　明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西　順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國　求君	事務連絡室次長	小南　徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤　憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西　俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本　勝君	議事係	寺田　好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成２７年第５回美幌町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１１番橋本博之さん、１２番中嶋すみ江さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（大原　昇君）　日程第２　一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　〔登壇〕　事前に通告してございます１点目として、町長の政治姿勢についてと、２点目は、教育行政について、説明をしながら質問をさせていただきます。

まず最初に、町長の政治姿勢についてということで、子育て支援対策についてお伺いいたします。

昨年の１２月に、人口減少に少しでも歯止めをかけ、子育て支援オホーツクナンバーワンの町にしたいとの思いで、調査・報告をし、提言も行ってきました。

６月に取り組み状況について回答をいただきましたが、具体的なものはなく、今後第６期総合計画並びにまち・ひと・しごと創生プロジェクトに盛り込まれるとのことでありましたが、美幌町まち・ひと・しごと総合戦略（案）をしっかりと見せていただきましたが、具体的なものは記載されておりませんでした。

現在策定中の第６期総合計画において盛り込まれる具体的事案の内容は、いつごろ提示されるのかお聞かせいただきたいと思います。

２点目の教育行政についてですが、子供の貧困対策についてです。

６月定例会に質問をさせていただきましたので、子供の貧困問題については一定の御理解をいただけたものと思っております。生活困窮者自立支援法に基づいた、相談事業や支援事業を行っている北海道と連携を図りながら、地域の実情に合った支援制度を研究していきたいとの御答弁をいただいております。

給食費など、義務教育でかかる費用を給付する就学援助は、低所得者世帯の子供のための大事な制度ですが、就学援助を受けられる世帯の収入の上限額が引き下げになったため、援助を受けられない家庭が生じている状況にあります。

美幌の現状と対策について、考え方をお示しいただきたいと思います。

二つ目に、小・中学生の不登校の対応策についてであります。

不登校を理由に、長期欠席を続けていた小・中学生は、人数・割合ともに、全国的にふえてきている傾向にあります。平成２６年度の小学生全体に占める不登校児童の割合は過去最高になっており、中学生も平成２４年度まで低下傾向にありましたが、平成２５年度からは再び増加に転じ、平成２６年度では過去最高になっています。

教育委員会では、長期欠席を続けている小・中学生を支援するため、適応指導教室を設けて対応しておりますが、利用者もふえ、十分な支援体制となっているのか、現状の課題と今後の対応策についての考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

これで第１回目の質問を終わります。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　〔登壇〕　坂田議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

初めに、町長の政治姿勢についてということでありますけれども、２番目の教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

子育て支援対策についてでありますが、平成２６年１２月３０日、美幌町議会より、民生行政についての提言として、子育て支援の取り組みについて及び地域包括ケアの取り組み強化についての２点を提言に至る内容含め、町に対し提言されたところであります。

また、町は、本年６月５日付けで、その提言に対する現時点での考え方、取り組み状況について美幌町議会に対し、回答させていただいたところであります。

急速な少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、昨年において、まち・ひと・しごと創生法が制定され、この法に基づき市町村は、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案し、地方人口ビジョン及び今後５カ年の施策の方向性を提示する、地方版総合戦略を策定することとなったところであります。

町が策定する、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）の美幌版総合戦略では、四つの基本戦略の中に、このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえるの項目があり、具体的な施策として、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援と子ども・子育て支援の充実があり、それぞれ施策内容と主な事業が記載されているところであります。

第６期総合計画においては、現在、基本構想素案及び基本計画素案を審議中でありますが、基本計画素案の中で基本目標として、自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくりがあり、子育て支援の充実の施策が書かれているところであります。

お尋ねの、現在策定中の第６期総合計画において、盛り込まれる具体的事案の内容はいつごろ提示されるかでありますが、基本計画で示した施策を具体的に進めるための事務事業を示す実施計画の中で、既に各種取り組んでいる事業含め、実現可能な事業を今後提示して参ることとなります。

本年６月に、先にいただいた提言に対する回答の中で、提言に対する全体的な考え方についてを記載いたしましたが、今後の方向性として、本年３月に策定した地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画などに基づき、種々の事務事業を実施し、提言の内容で財政的負担の伴う事務事業については、各年度予算編成時に現状を検証した上で、

改善を図れるものについては検討し、時間のかかるものなどについては継続して検討しながら、よりよい制度となるよう取り組んでいく所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　〔登壇〕　坂田議員の御質問に答弁いたします。

子供の貧困対策についてですが、平成２５年８月に行われた生活扶助基準の見直しにつきましては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府では、できる限り影響が及ばないようにするため、平成２５年２月５日に全閣僚で対策方針の確認が行われ、国では要保護者に対する就学援助について、平成２５年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者などについては、生活扶助基準の見直し以降も国による補助の対象とすることとされました。

この政府方針に基づき、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、国の取り組みと同様に対応するよう文部科学省通知があったところです。

本町では、これら政府方針や文科省通知を踏まえ、この生活扶助基準の見直しの影響を受けることがないよう、準要保護認定に当たっては、平成２５年８月１日以前の認定基準を用いて認定事務を行っているところです。

今後とも、就学援助が教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し、実施するという趣旨のもと、適切な事業の遂行に努めてまいります。

次に、小・中学生の不登校の対応策についてですが、平成２７年８月に公表された文部科学省による学校基本調査、平成２７年度（速報）結果の概要では、平成２６年度の小学生全児童数に占める不登校の比率は０．３９％、２５５人に１人の割合で過去最高になっており、中学生でも平成１９年度から平成２４年度までて低下傾向になり、２．５６％となったものが、平成２５年度から再び増加に転じ、平成２６年度では中学生全生徒に占める不登校の比率は２．７６％、３６人に１人の割合となっております。

本町における不登校児童生徒の割合につきましては、小学校では、平成２４年度は６人、平成２５年度は３人、平成２６年度でみると３人で、３４１人に１人の割合となっており、中学生では、平成２４年度は１５人、平成２５年度は１１に、平成２６年度でみると１４人で、３９人に１人の割合となっております。

教育委員会といたしましては、学業の支援として、教育相談室の相談員がサテライト授業として、不登校児童生徒の自習の支援を行っているところであり、平成２６年度では、小学生が３人、中学生が７人、延べ４７６日間、サテライトを利用しております。

具体的には、教育専門相談員及び不登校問題相談員の２人体制で、午前中は学習活動や運動、創作活動などのサテライトの活動を行い、午後からは相談活動や家庭訪問、あるいは巡視活動や、学校訪問などを行っているところです。

今後とも、このような活動を行いながら、不登校児童生徒に対する支援体制の強化を図るとともに、教育関係者はもとより、関係機関・団体並びに家庭や地域との連携協力のもとに、不登校を根絶すべく取り組みを進めてまいります。

以上、御答弁させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　子育て支援対策のほうから再度質問をさせていただきま

す。

御丁寧な内容で答弁はいただきましたが、町長の総合的な見地から子育てを考えたいという思いはよくわかりました。

ですが、美幌の人口減少に危機感を感じ、歯止めをかけたいという思いで、全国の中でも既に他の自治体に先駆けて、子育て支援策として特色を出した取り組みで成果を上げている自治体を視察し、調査し、全議員で提言についても議論を重ね、次年度予算に反映させたいという思いで提言を行ってまいりました。

答弁をいただきましたが、内容はごく簡単なもので、現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、十分盛り込んでいきたいとのことでありました。

今月の９月９日にまち・ひと・しごと創生総合戦略の案の説明を受けましたが、提言した内容には触れられていないものではないか、提言した重みを感じていただけなかったのではないかと理解をしているところです。

この総合戦略の中に書かれている、子ども・子育て支援事業の充実として、主な事業は、放課後児童健全育成事業、子育て世帯若年者支援対策事業、多子世帯支援対策事業、子育て世帯禁煙サポート補助事業、また、このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえるという基本的な計画が示されておりますが、具体的な政策は見えず、既に取り組まれている事業の羅列かなというように感じておりました。継続事業によって効果をもたらすもので、大事であるということは十分承知しておりますが、今回のは戦略事業です。この目玉事業で、まちづくりを変えていくという意気込みがあってもしかるべきではないかと私は思います。

これでどうだと、一つ打ち出すべきではないかと考えますが、町長の考え方があったらお聞かせいただきたいと思います。

それから、さきに示された事業では、人口減少の歯どめの役割は果たせないと思いますがいかがお考えでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　提言に対する回答が簡単なものだという御指摘でありますけれども、私どもは重く受けとめれば受けとめるほど、安易な回答にはならないようなことに意を用いたということでありますので、その辺については御理解をいただきたいと思っております。

あと、まち・ひと・しごと総合戦略のことでありますけれども、既存の事業を羅列しただけだというお話がありますが、１回目の答弁でも回答させていただきましたが、子ども・子育ての計画も作成しておりますので、きのう来お話させていただいておりますけれども、いずれにしろ、この着実な推進を図ると、そのことで子ども・子育ての充実が図れると、そのように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　きのうは一般質問の３名の方からも子育て支援について質問されておりますが、思いは同じだろうと思っています。

美幌へ来ると子育てしやすい環境が整備されている。この町に住みたい、また、この町に住んでいただきたいという思いが込められることが大事ではないかというように私は考えます。

その中で、答弁されていることは、実施する際には財源の確保が課題となっているということをその都度言われております。では、国の交付金がなければ、新規事業は何もできないのか、また、やろうとしないのか。単独事業をするとなれば、財源がない中では何も取り組めない話ですが、現在継続している事業の見直しを行い、新しい事業に組みかえていくしかないのではないかと私は考えます。

３名の方からも、事業内容についてはいろいろな提案もあり、提言の内容を含め、選択肢はたくさんできたのではないかというように思います。特に、今回策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、子育て支援策として、目玉事業を一つでもいいから盛り込むべきですが、その考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、美幌町の町で育つ子供については、幼稚園であっても、公立の保育園であっても、私立の保育園であっても、皆平等に支援が受けられるという体制をつくるべきではないかと考えますがいかがお考えでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　きのうも答弁させていただきましたけれども、目玉をつくることも重要だと思いますが、私は総合力だと思っておりますので、総合的な事業、事務、そしてそれを継続的に、安定的に、一過性でない取り組みをしっかりとしていきたいと、そのように思っているところであります。

もちろん保育園、幼稚園等負担が同じようになることが一番ベストだと思いますけれども、それぞれ保育園、幼稚園の目的が現在では違うということがありますので、その中でどれだけ負担を縮めていくかという努力はしているつもりであります。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　今、答弁いただきましたように、美幌の町で育つ子供については、幼稚園、保育園、民間の保育園、いろいろ条件は異なるということですが、やはり、子供は同じ条件のもとで育ててやるべきではないかと思います。

確かに、家庭環境、それから親の働く収入源によって格差は出てくると思いますが、でも美幌の町に来るとそれがどの子に対しても平等に受けられる。そういう支援体制であってもいいのではないかと思います。

私が考えるには、美幌の職員の方々は、優秀な頭脳を持った方々ばかりです。予算のない中でも、この事業に取り組みたいという町長の思いがあれば、指示があれば、どのようにも計画策定されるのではないかと、私は自信を持って言えると思います。

また、もう少し町長が、時間が欲しいとなれば、長引くだけでいい方向に進むとは考えられません。今策定されている、まち・ひと・しごと創生総合戦略には、５年間という期限があります。その中でしっかりと取り組んでいくことが町長の使命ではないかというように思っています。

判断するのにも期限があります。期限が遅れるとなかなかいい方向には進んでいかないというのも御承知のことと思います。ですから、私は早い判断を望んでいきたいと思っておりますし、本当に美幌の町のことを考えているのであれば、きちんとした職員に対する指示を出されるべきではないかというように思います。

それからもう一つ、議会からの提言についても、重みを持って判断をしているという答弁がありましたけれども、重みを持っているからこそ、はっきりとした答弁ができないということでありましたけれども、そうではないと思います。

私たちは、やはり重みを持って、町長に町長の政治姿勢として取り組んでいただきたいという思いを込めて、提言をしておりますし、今回のように一般質問もさせていただいておりますので、そこら辺のことを十分わかった上で、答弁していただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私が言っているのは重く受けとめるほど、軽々なことを言えないという話をしているので、今おっしゃったようなことは決してございませんので、正確な御理解をお願いしたいと、そのように思います。

あと、私は今おっしゃられたことをしっかり受けとめてやり抜いていきたいと、そのように思っておりますし、職員に対する指示もきちっとしてやっていきたいと、従来にも増してきちっとした指示をしっかりとしていきたいと、そのように思っています。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　これは余談になるのですけれども、９月８日の美幌新聞で、美幌の窓口で婚姻届を出した方が１０８件あったというニュースを見ました。そのうち６件が道外者だということです。町長のコメントは、子育て支援など、多くの町が力を入れているが、美幌町は結婚するカップルをお祝いすることで、この町に住んでいただきたいと、住みたいと思ってもらいたいという、私にすれば消極的なコメントかと思っています。

そこでは、やはりしっかりとした自信を持っていただいて、子育て支援のＰＲと美幌の自然豊かで災害が少ない町ということで、将来展望に立った町ということをもう少しＰＲで積極的な動きがあってもよかったのではないかというように思います。

特に、私はこの町で住んでいただくためには、子育て条件が一番のネックだろうと思っていますので、そこら辺のことも十分考えた上で、対応していただきたいというように考えています。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私は十分に考えているつもりで町政に当たっていると思っております。あと、ＰＲが足りないということでありますけれども、おっしゃるとおりかもしれません。あとは実績が示していただけるのだろうと、そのように思っております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　いずれにしても、私としましては、今回出されているまち・ひと・しごと創生総合戦略にはきちっとした子育て支援対策というものを目玉商品として、できるだけ努力をしていただきたいと、そんな思いで質問させていただきましたので、お願いをするというよりも、ぜひ取り組んでいただきたいという思いを込めて、今の町長の政治姿勢に対する質問は終わらせていただきます。

次に、教育行政に移ります。子供の貧困対策について、再度質問をさせていただきます。

子供の貧困にかかわることですが、義務教育でかかる費用を給付する就学援助は、あまり今まで知られていなかった制度ではないかというように言われています。

全国では、小・中学校を入学時ですとか、進学の際に、この制度について知らせる文書を保護者に配布する市区町村は約６０％にとどまっていると言われています。それにもかかわらず、就学援助を受けている児童生徒の割合というのは、年々増加傾向にあります。

文科省の調べによりますと、１９９５年度では６．１％だったものが、２０１２年度には１５．６４％に膨らんでいる状況にあると言われています。その原因としては、子育て世帯の収入が減少したことが背景にあるという見方も出ております。

就学援助率を都道府県で比較してみますと、最も高いのは大阪府で２６．６５％、最も低いのは静岡県で６．２％、それと、北海道は上から４番目で２３．５７％と高い位置にあるということです。

学校教育法で定められた学用品や給食費、修学旅行費などが含まれておりまして、支給額は市区町村や学年によって違いがありますが、全国平均では年間約７万円が支給されているということです。

町としては、この制度を利用しているかどうか、また、今後取り組んでいく状況にあるかどうか、まずお伺いしたいと思いま

す。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　今の御質問の、町としてきちんと就学援助の制度を皆さんに知らしめているかということでありますけれども、先ほど６０％が何らかの形できちんと全員に知らせているのかということでありましたが、本町の状況をお話させていただければ、周知の方法として、まず保護者全員に制度、要綱を全て私どもも配付して、こういう制度がありますということでお知らせしております。それと、ホームページにも小・中学校の学用品・給食費・医療費などを補助しますよと掲載しております。それから、町広報では平成２７年の２月号と平成２７年の３月号で２回載せております。それと、民生委員の方々には日常的にいろいろと地域でかかわっていただいているので、制度説明を毎回させていただいているということで、周知の方法として今考えられるものについては、一応、全部私どもとしてはこの制度を知ってもらうために努力はしているということで理解をいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　美幌の中では、きちっと生保の関係で把握をし、それについては対応しているという理解を私はしております。ただ、今回、新聞にも大きく報道されていたのですけれども、やはりそこら辺のことをきちんと徹底していない自治体もたくさんあったのだろうと思います。特に、都市部においては、なかなかわかりづらい、認識しづらい状況ができていたということで、大々的に報道されていたのではないかなと思っています。

それと、答弁にも書かれていたのですけれども、生活保護の関係で物価下落分の調整などを行うための理由として、平成１３年から３年間ほどかけて、基準の引き下げを行ったせいで各自治体では就学援助の引き下げまでされていて、今まで、去年までは対象になったけれども、たった幾らかの金額でそれが対象から外れている人がたくさん出てきたというのが、本音のところだったのだろうと思います。

ただ、私たちは各都道府県にそういう通知を出して、自治体ではきちっと対応するようにという連絡は出したということですが、それはおかしな話であって、本当は国が実効性のある対応をしていくというのが本来の姿だと思うのですけれど、やはりこれも、美幌からそういう実効性のあるものを国に求めていくということも必要なことではないかなと私は考えているところなのですが、教育長としては、そこまで必要はないのではという思いがあれば、伝えていただきたいです。

やはり、子供にかかわること、子供が本当に日々安心して学びながら成長していくことを私たちは望んでいるものですから、やれるものは全てやってやりたいという思いで今回質問させていただきました。その件についてはいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　今の新基準と、それから旧基準の認定の状況ですが、先ほど、国全体としては、そういうはざまに入ってトータル的には受けられなくなる人がかなり多かったのかなと思います。

本町の実態をお話させていただきますと、実際２６年度と２７年度がそういう基準でやっておりますけれども、２６年度はその認定に当たって、新基準と旧基準の中ではざまになる方というのが誰もいらっしゃいませんでした。２７年度につきまして、これは９月１日までの申請の中での話でございますけれども、一応、旧基準で救われた者が１名いらっしゃいます。

ですから、こういう制度の部分においては、今教育長としてということでの話を問われましたけれども、私はやはり本来国がやるべきことはやってほしいと、それは議

員と同じ意見でございます。そういった中でいけば、機会があるごとにそういう本来国がやるべきことはきちんと是正すべきだということは発言していきたいと思いますし、また、同じ内容については、町長もそういう発言はきちんとしていっていただけると思っておりますし、そういう意味ではきちんと町長部局と連携をとりながら意見を発信していきたいというように考えております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　その点については、ぜひ国に働きかけることも含めて取り組んでいただきたいと思います。

次に、小・中学生の不登校問題の対応策についてということで、再度質問させていただきます。

不登校生徒の対策としては、美幌はいち早く、教育相談専門員、それから登校問題相談員を配置されて、相談員の方々は熱心に一人一人に声をかけられて対応しているということについては、十分承知しているところであります。

不登校になる原因となるものがわかれば、対応の仕方もあるのですが、特に中学生は思春期を迎える時期でもあり、感情のコントロールが難しい心の不安定な時期でもありますので、人とのコミュニケーションがとりづらいという時期でもあって、不登校ということを招くのかなと勝手に私は思っているところでもありますけれども、ただ、不登校によって、学力の低下を招くということについては、一番避けたいところなのです。というのは、子供の将来に大きな影響を及ぼしかねないということの懸念があるという思いは、察していただきたいと思います。

小学生でも不登校になるということになれば、小学生の基礎学力が低下していくことと、中学生はその一段ランクが上の段階での学力というのが低下していくと、本当にこの子の将来はどうなるかという思いを持たない親はいないと思います。その中で、家庭との連携、地域との協力が必要というところなのですけれども、なかなかそれもうまくいっていない状況かなと思います。隣のおじさん、おばさんという声かけも大事なところで、声掛けをしたりはしているのですけれど、なかなかそれが改善の方向に向かっていないというのも現実のことかと私は感じているところです。

そこで、先ほど民生委員の人たちの話も出てきましたが、民生・児童委員さんのかかわりというのも多分あるのだろうと思うのですけれど、どこまで介入していただいて問題解決ができるのかというところにも疑問を持つところではあるのですが、ただ、１人の人が多くの人に接触をし声をかけて話をできる、そういう環境づくりというのは絶対的に必要なものではないかと思っています。

新聞等を見ますと、不登校に対する対応の仕方という意味では、毎日家庭訪問をされていたり、それから学習塾がたくさんあるところは、あえて学習塾に通っていただくという方法をとっているところもございます。ただ、それが美幌に通用するかとなったら、それは私の判断ではどうにも答えることはできませんけれども、そういうふうに最終的には子供の学力を少しでも低下させない手段として選んでいるということも事実なのかと思うところです。

これに対して教育長、考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　不登校になる原因というのはいろいろあります。その中で美幌の状況を見ると、今学業不振ということ、言うならば学力、学校についていけないという中での不登校になる原因も一部あるというように聞いております。ただ、本当に実態としては、個々の事案がたくさん複雑化しているというか、不登校という捉

え方をすれば、私どもはすごくたくさんいる状況ではないと思っている中で、それぞれの理由を全部整理するとなかなか統計的にこれが多いとは言い切れないです。

全国的な部分で不登校の状況を見る限りでは、不登校になる理由というのは、例えば無気力と言うか、逆に言ったら何もする気が起きないとか、学校に行かないことになれてしまって不登校になるとか、それから情緒不安からくる体調不良ということで、例えば学校行くようになったら頭が痛い、おなかが痛いというような状況が原因として２０％台であり、この二つが飛び抜けて多いです。そういったことを考えた中でいけば、美幌の場合は友人との人間関係とか、今言った情緒不安からくる体調不良とか無気力とか家庭の問題が比較的目立つ理由なのかと思っています。その中で、学業不振があるということでありまして、ある意味では、この辺は本当に不登校だからということではなくて、美幌の子供たちの学力をどういうふうに向上させるかということは、基礎学力、これから生きていくために必要な最低身についていかなければならない学力という意味でいけば、その辺をきちんとやる必要があるのかと思っております。その辺をどういうふうに、――やはり学校がきちんと示して子供たちに実行するもの、それから家庭にお願いして家庭と進むもの、また教育委員会を含めて地域なり、行政としてやらなくてはならないことがある中で、後ほどまたそういう質問が今回ありますけれども、そのことをきちんと整理してやらないといけないかなと思っております。

先ほどの学力低下のための理由で不登校になった場合の対応についての手法ということで御質問がありましたけれども、なかなかこれだということは、今御説明できない状況ではあります。ただ、全体としての基礎学力を上げる努力はきちんと整理をしてやらなくてはいけないかと思っています。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　家庭の状況、いろいろ複雑化していることもあって、なかなか解決には一筋縄では行かないものがたくさんあるのだろうと思います。

もう一つ気になっていることは、例えば今中学生にしても１０人以上の方がサテライト教室に通ってきているわけです。その子供たち一人一人に対応せざるを得ない状況なのかと思うのですけれど、例えばそれだけの人数がいるとなれば、そこの教室一つでいいのか、それとも違う場所にサテライトの第２号教室みたいなところを設けたほうがいいのか。やはり、子供の状況に合わせては、１カ所でまとめて全部やろうとすると、また、異論が出てくるのかなというように思いますので、そこら辺のこと、現状としてはどうなのでしょうかということでお聞きしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　答弁の中で、サテライトを利用しているの児童生徒の中で、例えば小・中で１０名いますということだと、この１０名というのは、１０名全員が毎日来ているということではないのです。では、何人が年間を通して来ているかというお話の中でいけば、１０人の方が利用していただいているということでです。その中で、例えば本当に毎日来て、中には年間で１８０日弱ぐらい通っている子もいますし、逆に１０日来たりとか、そういうことを考えますと、本当に毎日来る子供たちが１０人も２０人もなると、小学生から中学生までという話になった場合、なかなか難しい問題があるので、それはまた検討しないといけないです。今の状況の中においては、毎日たくさんの児童生徒がサテライトに来ているという状況ではないということ、それから本来私どもとして相談室も含めてやらなければいけないことというの

は、できるだけ、学校に戻すという努力をしないといけないのだと思います。

ですから、よく相談の中で学校に行きたくないので、サテライトで勉強を受けられますかという話になったときに、それも一つの方法かもしれません。都会にあったら、学校に行けないという部分の数の中には、例えばこういう塾がありますとか、こういうフリースクールがありますというお話はするかもしれないですけれども、私どもで今努力していきたいということは、やはり学校に戻れるという環境づくりをどうするか、そういう働きかけをどうしていくかということに努力をしていきたいと思っておりますし、不登校の中でいけば、データ的な数値を言えば、不登校が２６年で１７名いれば、２６年に対しては６名の子供が学校にまた戻れたということ、そういう意味では多い数ではないのですけれども、このことが大事だと思うし、その経験というか、積み重ねを次の子供にきちんと示した中で、基本的には、学校に戻れる状況をつくる努力をしていきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　私も今教育長が答弁されたように、基本的には学校に戻るのがベストだと思っています。ただ、子供のわがままなのか、環境によっては、担任の先生を嫌ってみたり、それからサテライトの先生を嫌ってみたりということで、あちらにも行きたくない、こちらにも行きたくないというのが現実なのかと思います。だから、例えばクラスに戻っていったときに温かく迎えてくれる環境が本当にできているかというところに私は一つ疑問を持つことがあったのです。というのは、例えば子供に今現在不登校でサテライトには時々通っているけれど、教室にも親が一生懸命連れていこうとしている。だけど、学校に行ったときにたまたま声をかけてもらえなかったりとか、子供としたら、こんなことを想像しながら学校行ったのに、それとは違ったというのが多分あったのかなと私は聞いていて感じ取れたというところでは、もう少しそこら辺のところ、子供を迎える側の気持ちの持ち方とか、雰囲気のつくり方とか、もう少し努力できないものかなというように思います。今回、それも私とすれば質問の大きな部分で、子供を学校に帰したいという思いから、そういう雰囲気づくりも大事ではないかという思いも込めて、今回質問をさせていただきましたので、追求するつもりはありませんが、できるところ一つ一つをクリアできるように、子供は元に戻れるように、何とか先生方、学校側とのコミュニケーション、それから先生同士のコミュニケーション、学校内部のコミュニケーションというものをもう少し考えていただければ、少しずつ変わっていく要素というのは生まれてくるのかなという期待をしたいところです。という意味で期待をしながら、質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　先ほど言った中で、学校に戻れる努力をしていくという部分の中でいけば、戻れた環境とすれば、学校の受け入れ体制の努力というように思っております。そういう意味では、――ただ、そうでない場合について、ケースケースいろいろありますので、それは努力をするしないではなくて、努力をしていかなければならないと常に思っておりますので、本当に少しでもきちんと不登校にならない状況、根絶まではちょっと難しいかもしれません。ただ、本当に関係するもの、その中の相談員、私どももそうですけれども、学校の先生方もそうだと思います。皆さんで協力を密にして、努力していきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　これで、９番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１１時１０分とします。

午前１０時５８分　休憩

午前１１時１０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　〔登壇〕　私は、既に通告しております３項目を御質問いたします。

その１点目は、国保一部負担金減免要綱の見直しについてであります。

一つは、平成２２年９月１３日付け厚労省保険局長通知の恒常的に低所得にある世帯（生活保護基準以下）を国保一部負担金の減免対象にとの技術的助言に即して、要綱の見直しを図るべきではないか。

二つ目は、国保一部負担金の減免対象についてでありますが、国保税滞納世帯も国保一部負担金の減免対象に見直しを図るべきではありませんか、伺います。

２点目は、公営住宅家賃、国保税滞納世帯への対応について伺います。

その一つは、美幌町の公営住宅家賃、国保税の滞納及び徴収状況についてであります。入居世帯全体、加入世帯全体及び低所得世帯の滞納、差し押さえ件数、滞納処分執行停止件数はどのように推移していますか、伺います。

二つ目は、低所得世帯へのこれらの対応につきまして、次の２項目についてお示しいただきたいと思います。

一つは、家賃減免の申請及び決定状況と制度の周知徹底についてであります。

もう一つは、セーフティネット構築のための役場内連携について伺います。

大きな３点目は、精神障害者の公共交通機関運賃割引についてであります。身体障害者及び知的障害者を対象として実施している割引制度につきまして、２０１２年７月以降、精神障害者についても、割引制度の対象となりました。この適用については、事業者の協力が必要でありますが、ＪＲ、民間バス、高速道路通行料金などの運賃等割引制度の導入状況についてお示しいただきたいと思います。

以上、第１回目の質問をいたします。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　〔登壇〕　大江議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、国保一部負担金減免要綱の見直しについてであります。

国保一部負担金減免要綱の見直し、国保一部負担金の減免対象の見直しについてでありますが、国保一部負担金減免要綱につきましては、６月定例町議会において、大江議員から質問を受け、要綱の解釈についてはお時間をいただいて、国及び道に対して、その見解を確認させていただくこととしておりました。そして今月、国及び道からの見解が美幌町に示されたところでございます。

御質問の、恒常的に低所得にある世帯を国保一部負担金の減免対象にでございますが、本町ではこれまでに一時的、臨時的に所得が減少となった被保険者を対象とする要綱であると答弁してまいりました。

国及び道の見解では、平成２２年９月１３日付け厚生労働省通知が、収入減少の認定基準を定めたものであって、恒常的に収入の低い人を定めたものではないとの見解が示され、町の要綱が国の基準を下回った内容ではないことが確認されたところでございます。

また、国保税滞納世帯も国保一部負担金の減免対象に見直しを図るべきではないかとの御質問につきましては、本町は単に滞納の有無によって一部負担金の減免を却下しているのではなく、滞納のある方についても申請を受け付けることとしているため、現在、滞納解消に努めている方は、要

綱にございます「ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない」のただし書きを適用して、一部負担金の減免を行うことが可能であると答弁してまいりました。

このたび、国及び道の見解でも、美幌町は単に滞納の有無のみで一部負担金の減免を却下しているわけではないことから、国、道及び美幌町の考え方に相違がないことが確認されました。さらに、本町の要綱のただし書きの規定を適用することによって、滞納解消に取り組んでいる方に対する一部負担金の減免を適用することも可能としていることは、税負担の公平上の観点により定めたものであります。このため、滞納者の申請を却下する条項を載せることが直ちに国の基準を下回るものではないとの見解が示されました。

以上のことから、６月定例町議会において、大江議員からの御指摘を受けた事項が国の基準を下回った内容ではありませんが、今後とも減免を受ける被保険者にわかりやすく説明し、制度の周知を図ってまいります。

なお、本町の要綱には、入院以外にも外来や調剤を対象としていること、事前申請だけでなく、当該申請月の初日にさかのぼって減免が受けられるなど、国の基準を上回る内容もございます。今後とも、関係部局との連携を図り、より良い制度となるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、美幌町の公営住宅家賃、国保税の滞納及び徴収状況についてでありますが、美幌町の公営住宅について、平成２７年８月末現在、借上げ公営住宅を含め、保有戸数で７９５戸、うち７４６戸が入居しております。

滞納状況の推移についてですが、過去３カ年の実績を申し上げますと、平成２４年度末の滞納繰越件数は１９６件、滞納繰越額は１，６２５万１，８３６円。平成２５年度末の滞納繰越件数は９４件、滞納繰越額は９４５万６，２５４円。平成２６年度末の滞納繰越件数は７６件、滞納繰越額は７９１万４，４１０円となっております。

また、滞納されている入居者の徴収状況につきましては、面談あるいは電話で納付についての相談などを実施し、納付しやすい環境づくりに心がけ、納付可能な金額で分納をしていただいております。

次に、国民健康保険税についてですが、加入世帯（課税世帯）全体及び低所得世帯（所得１００万円以下）の滞納状況の推移について、過去３カ年の実績を申し上げますと、滞納世帯全体で、平成２４年度の滞納世帯数は５７７世帯、滞納金額は１億６，５６０万８，４６９円。平成２５年度の滞納世帯数は５３０世帯、滞納繰越額は１億５，６２３万４，４５９円。平成２６年度の滞納世帯数は４６８世帯、滞納繰越額は１億４，７９８万６，２１８円でありました。

また、低所得世帯（所得１００万円以下）については、平成２４年度の滞納世帯数は２１４世帯、滞納繰越額は５，７４５万９，４５３円。平成２５年度の滞納世帯数は２０４世帯、滞納繰越額は５，７３７万７４８円。平成２６年度の滞納世帯数は１６４世帯、滞納繰越額は５，１７１万７，２０５円であり、いずれも納税意識の向上や徴収対策などにより年々減少している状況であります。

次に、差し押さえ件数についてですが、差し押さえ財産として不動産や動産、債権などがあり、滞納者の財産状況により差し押さえすることになりますが、過去３カ年の実績を申し上げますと、平成２４年度は８４件、平成２５年度は１０１件、平成２６年度は１０４件となっております。

次に、滞納処分執行停止件数についてですが、滞納処分の執行停止ができる場合として、滞納処分する財産がない場合や滞納処分を執行することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、ある

いは滞納者の所在及び滞納処分にする財産が不明な場合となっております。これらの条件に該当する滞納者の過去３カ年の実績を申し上げますと、平成２４年度は６件、平成２５年度は７件、平成２６年度は２１件となっております。

次に、公営住宅家賃、国保税滞納世帯への対応について、低所得世帯への対応について、次の２項目についてお示しくださいについてでありますが、家賃減免の申請及び決定状況について、平成２７年８月末現在で減免申請件数、決定件数ともに１０３件となっております。また、家賃減免制度周知徹底につきましては、入居決定時のしおり及び毎年実施しております収入申告通知時に家賃の減免制度について同封し周知を図っております。

次に、セーフティネット構築のための役場内連携についてでありますが、公営住宅については、家賃納付相談時の聞き取り、あるいは公営住宅入居希望者などの相談の際に、必要に応じた対応を関係部局と連携を図りながら進めております。

また、国民健康保険税については、納付が困難となった場合、納税相談の実施や分割納付など、個々の納税者の実態に即した対応を行うこととしております。

このような対応の中で、低所得者に対しては生活状況の聞き取りなどから、生活支援が必要と思われる場合には、生活支援にかかる制度の概要の説明や、納税者の意思も確認し、必要に応じた対応を関係部局と連携を図りながら進めております。

低所得者世帯に対しては、今後も各世帯の状況に応じ関係部局と連携を図り対応することとしておりますので、御理解をお願いいたしたいと思います。

次に、精神障害者の公共交通機関運賃割引についてでありますが、国では平成２４年７月３１日に一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款を改正し、従来の身体障害者及び知的障害者割引に関する規定と同様に、精神障害者割引に関しても規定が明記されました。

お尋ねの、ＪＲ、民間バス、高速道路通行料などの運賃等割引制度の導入状況についてでありますが、ＪＲ及び高速道路通行に係る料金につきましては、現在も精神障害者割引制度は導入されておりません。

一方、民間バスにおいては、平成２６年４月の総務省調査によりますと、道内のバス協会に加盟し路線バスを運行している３０事業者のうち、１５の事業者が身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者割引も実施している状況にあります。１５事業者の割引開始時期については、標準運送約款の改正以前から割引実施していたものが１事業者、標準運送約款の改正後に割引を開始したものが９事業者、北海道運輸局が平成２４年１２月１０日付けで割引に関する協力要請を行った以降に割引を開始したものが５事業者となっております。

また、オホーツク管内において、路線バスを運行する民間バス会社は、北見市、網走市、紋別市、斜里町及び本町の５市町であり、そのうち本町に営業所を持つ阿寒バス株式会社のみが精神障害者割引を導入していることを確認しております。

なお、北海道においては、各市町村と連携の上、毎年要請活動を行っており、今後とも各事業者への協力要請を行ってまいります。

以上、御答弁を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　再質問をさせていただきます。

最初に、国保一部負担金減免要綱につきまして、６月議会で私は改正部分を恒常的に所得の低い方々に対する一部負担金の減免要綱が追加されたというように解釈をいたしまして、その段階で念のために厚生労働省の担当者、道の担当者にも連絡をいた

しました。厚生労働省の担当者からは一切回答は得られませんでした。北海道の担当者に確認をいたしまして、その段階では私のとらえ方で間違いないと、こういう御答弁をいただいたので、議会で質問したというのが経過であります。

今回、答弁書を事前にいただきまして、改めて調べ直しました。その結果、私の見解は間違いと、見解というのか判断は間違いということはわかりましたので、この場でまずおわびを申し上げたいと思います。同時に、幾つかわかったことがございます。

それで、美幌町の国保加入者の中で、やはり一時的に生活保護世帯を下回る、臨時的に下回るというような場合の一部負担金の減免は、制度として前々から認められていた。しかし、恒常的に国民健康保険、国民年金などのようにもともと生活保護世帯を下回る家庭の方が医療を必要として入院あるいは通院をする場合には、一切国の通知文の中、技術的助言の中では考慮されていないということも明らかになりましたので、これは美幌町として何らかの対策を必要としているのではないかというように改めて感じているところでございます。

このことについては、国のＱ＆Ａの中では、この基準は最低限度のものであるということを盛んに言っています。最低限度のものであるから、これを下回った場合は、国としては交付金の助成対象にはしないというようにくぎを刺していて、それ以上のものについては、国は面倒は見ないが、国の基準を満たしているのでその部分については交付金の対象にしようと、こういう仕組みになっていることは御承知のとおりであります。

それで、私といたしましては、国の基準を上回る措置をとってはならないではなくて、むしろ国としては奨励しているというように見ておりますので、その点について幾つかお聞かせいただきたいと思います。

実は、町の要綱は平成２４年４月につくられまして、３年半近く経過しております。この間、医療費の窓口負担、減免の対象は１件のみであります。３年半ということになりますと、１年で３，０００なにがしの加入世帯なので、累計で１万分の１の利用率というようになっているということは、共通確認事項になるかというように思います。

それで、国の技術的助言を発出した２年前のデータ、実はある地域のものを手に入れました。２００８年大阪府下４３市町の一部負担金減免の実績であります。これは、利用率０．４８％。美幌町の国保世帯に当てはめますと、年間１６世帯。３年半で言えば、５５世帯が一部減免を受けたことと受けられる実績が過去にあるのです。その２年後に、国が技術的助言を発出しましたが、美幌町は３年間で１件だけの利用という状況で、技術的助言以前の水準にも満たないという状況が改めてわかりました。

それで、さらに調べてみますと、東大阪市や八尾市などでは、通知の発出される２年前のレベルで６．１５％の利用率、八尾市３．４２％の利用率と。これは年間です。

美幌町で言えば、年間２０３世帯、あるいは１１３世帯、こういう利用率になっているわけで、本来ならば、国はこういう状況を見てモデル事業を実施した上で、技術的助言を発出したようなのですが、圧倒的に好評を博している。

この二つの町は、調べましたら、明らかに、恒常的に、所得の低い人たちに対して基準を設けて、そして、医療費の窓口負担の減免を行っているのです。それを国は承知しながら、しかしそこまでは踏み込まなかった。単に一時的に減少するそのレベルを、生保世帯以下になった場合には対象としなさいと。物差し、基準だけを示したというのが今回の技術的助言ということでありまして、したがって、要綱をつくっても、ほとんど意味のない状況が、この３年

半で明らかになっているわけですから、やはり自治体の独自の判断ということは、国は全く否定していないということで、私の指摘は間違いでしたけれども、実態として、こういう要綱ではセーフティネットにならないというように思うのですがいかがでしょうか。

そういう意味で改めて論理の組み立て直しをいたしまして、美幌町の要綱を実態に合うものにすべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　セーフティネットの関係だと思いますけれども、要綱を定めるに当たって、これは国保税というようなことで、税という性格上、一定の基準を設けて、その中で公平の原則に立って、物事を考えなければいけないと思っております。

それで、美幌町の要綱はただし書きというようなことで、町長が特別に認めるという条項の中で、今運用しているということであります。ただ、一部負担の減免については、今医療給付で扱っていると思いますけれども、現実的には国保税の徴収を含めて、生活実態をどう知りうるかというのは、税の徴収をしている職員が１番わかっていると思います。ＰＲに努めるというのはもちろんそうなのでしょうけれども、聞き取りだとかそういった中で、本当に困窮している方については、このただし書きの条項が生かせるかどうかを含めて、具体的な聞き取りをしていくのが、私どもが持っている要項の中では精いっぱいのことだと思っております。

いずれにしろ、税のことでありますので、公平の原則があります。ただし書きの要綱をつくっているということでございますので、その辺については御理解をいただきたいと、そのように思っております。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　国保の制度は、失業したり、あるいは退職したり、そもそも所得の極めて少ない人たちの集団的な、そういう構成になっていることは御存じのとおりです。しかも、公的年金制度は生活保護を下回るというのはざらにあるという状況で、公的年金では生活が維持できないと、こういう大変な状況が同時にあるわけです。

それで、調べてみましたら、こういうような要綱にしないと対象にならないのだろうと思います。公的年金受給者により、生計を維持する世帯、または低廉の――要は、公的年金が低廉であって、基準を下回っている場合についても対象とするということを要綱に入れない限りは、臨時的、一時的という部分で一切認められない要綱になっているということで、町長の判断で、いや、そういう場合でもできると今お聞きしたのですけれど、私はそう読めないのですが、いかがですか。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　おっしゃるとおり、公的年金受給者についてはそのようには読み取れません。このただし書きの部分については、滞納があっても、特別な緊急時に対応する場合だとか、そのような場合に、町長が特別に認めるというようなことになっております。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　慎重に見回し読みましたので、今度は間違いないと思います。

そういうことで、全国的にはたくさんはないのですけれども、市町村独自で要綱の中にうたい込むということによって、実態としては生活保護を下回っていると。今回の技術的助言の物差しだけでも広げていくということになれば、相当救済されるのではないかと思っております。

それで、予算的にも見てみました。八尾

市や東大阪市は大体通院も含まれておりますので、１件当たりの助成額は２万６，０００円台。そういたしますと、仮に、年間５０件という助成をしたとしても、１００万円程度ということで、多額な支出にはならないというように思っています。

また、美幌町は国に上乗せして通院と薬剤費を見ていますので、これは自腹を切らざるを得ないのですけれども、入院となりますと、美幌町の基準そのものが国の基準を下回ってはいないというお墨つきが国からいただきましたので、その部分については国に２分の１の面倒を見てもらえるということが今回明らかになりました。したがって、かかった費用全額が町の負担と、あるいは国保会計の負担ということにはならないというように思います。

それで、念のためお伺いしますが、国保加入者の世帯のうち、所得がゼロというのは約１，０００世帯あるというように思います。所得がゼロとカウントされる世帯の相当数は、当然に生活保護を下回るというように思いますが、加入世帯は何戸ありますか。あわせてそれもお示しいただければと思います。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　平成２６年度の当初課税で無所得の世帯数が９８９世帯です。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　所得なしという方が約１，０００世帯という状況を私は深刻に受けとめるべきだなというように思っています。そういう点で、６月の私の間違いから出発をいたしましたが、実態としては病気になって医療費がかかるときに、懐が心配で行かれないというような状況をなくすために、実際に効果のある要綱にすべきではないかということを申し上げたいと思います。私のミスから出発した質問なので、これ以上はやりませんが、しかし、ぜひセーフティネットの構築を図っていただきたいというのが１点目です。

二つ目に、滞納世帯への取り扱いということでお聞きをいたします。

取扱要綱の第７条第３号、国保税に未納がある場合は、その滞納者の申請は受け付けるけれど却下しますよということになっていて、ただし、町長が特別な理由があると認めたときはこの限りでないということで、役所の用語になっています。しかし、何が特別な理由なのかは、申請する側は一切わからないと、ＣＴスキャンで切ってもわからないのだと私は思います。

町は取扱要綱の逐条解説で、滞納はあっても滞納解消に向けて誠実に取り組んでおり、現在その途中にある者は町長が特別な理由があると認めるということにしておりますが、私が幾ら探してもインターネットで逐条解説は手に入れることができません。この肝心な部分は議員も知り得ないという状況なのですが、存在はしているということで、これでは町民は町長が認めるかどうかは一切わからないで申請をすることができないと思ってしまうのではないかというように思います。

それで、制約された時間なので申し上げますが、こういう役所用語ではなくて、例えば、徴収猶予承認通知書の交付された世帯、あるいは納付誓約書に基づく滞納保険税の納付を履行している世帯は対象とするということで、内容を明示する必要があるのではないか。というのは、やや難しい言葉ではありませんが、滞納のある方に対して、役所は指導して承認通知者を出していたり、あるいは、納付誓約書を出して誠実に実行していると言えば、自分のことか自分のことでないかはわかるのです。そこまでやらないと町長の腹のうちで認めるかもしれないし、認めないかもしれないということで、そもそも申請に及ばない。こういう事態は避けられるのではないかというように思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　いろいろな条例の中で、町長が特別に認めるという表現は随分あります。これは多分、より幅広く拾ったり、該当させるといった意味で、想定できないことも含めて例示的に言うことになると、それしかだめだということになりますので、それ以外の想定できないところは町長の判断にお任せするということだと思います。そして、それはどういうことで該当したり該当させなかったりかということになると、やはり個々個別のケースに応じて判断しなければいけないと思っております。これは例示的に具体的に例示するということになると、その範囲でしか対象になったり対象にならなかったりというようなことがありますので、むしろ幅広く町長の裁量に、悪く考えれば町長は全て認めないのではないかというようなことはあるかもしれませんけれども、町長の裁量で認めるということは、町長の強い的なことは置いておいて、そういうことでないことを想定して、より幅広い想定外のことまで拾っていこうというような思いで、いろいろな条例の中には、町長が特別に認めることという表現になっているのだろうと、そのように思っておりますので、そういった御理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　実は全道の利用実績、道が取りまとめをした過年度の部分で見ておりますが、この制度は存在するけれどもほとんどの町が利用ゼロと、こういう状況です。かつて、お年寄り、７０歳以上の医療費の無料化を初めたのは地方で、国は後からそれを認めましたが、しかし、今は打ち切りということで、住民により身近な市町村が温かい行政をやるというのは、私は常だというように思っています。命にかかわる、健康にかかわる一番の問題で、しかも最も所得の低い人が集中している国民健康保険の加入世帯に対して、いざというとき網がないというのは、やはり大きな問題だというように思います。

それで、未納があったら、滞納があったら却下しますよということがひとり歩きして、町長の温かい腹の中は、依然として見えないということであれば、悪化はしても駆け込んで相談するというような対応にはならない、非常に危険な場合が当然予想されるという状況で、ぜひ御検討いただきたいと思います。

あわせて、逐条解説は担当者にとって大事なものだと思うのですけれど、どういうようなところまで認められるかというようなことでもありますので、ぜひ、オープンに見られるようにしていただければということもお願いをして、この部分については終わりとしたいと思います。

時間的な配分もありますので、順番を変えたいと思います。

公営住宅家賃の減免申請が明らかになりました。それで、公営住宅の家賃の減免については、約４年前、平成２３年６月議会、当時の御答弁の中で、入居者の６３％、４９７世帯が２割から６割の軽減の対象になるということで、これは毎年、所得の申告を受けていますので、リアルに美幌町としては把握できる。その結果、４９７世帯、６３％、そのぐらいなのだなということがわかりました。そのうちには、生保世帯が１０３世帯含まれているということなので、生保世帯を除く３９４世帯中、当時、減免適用になっていたのは２６世帯ということであります。生活保護の場合は家賃の本人負担はゼロ円。１０割減免というのと同じなので、町の制度の最大６割から２割の減免を受けている家賃減免世帯は、当時１２９世帯ということで、全体の１６％程度でした。

今回の答弁で、先月末の家賃減免件数は１０３件ということでありますが、公営住宅入居者のうち生保世帯はまだカウントさ

れていませんので、確認をしたいと思います。公住入居者のうち生活保護世帯として公住家賃が公的に支給されているという件数は何件ございますか。お答えいただきたいと思います。

○議長（大原　昇君）　建築主幹。

○建築主幹（中沢浩喜君）　今入居されている７４６世帯のうち生保世帯で入居されているのは、正確な数字ではございませんが約１１０世帯ございます。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　そうしますと、１０３件と１１０件を足すと２２３世帯、入居世帯は７４６戸ということでありますから、両方加えた家賃減免は２９．９％と、この間、戸数で９４戸、率で１４％程度ということで、私的に言えば改善されてきているというように思います。６３％に対して２９．９％と、こういう状況です。

それで、現在は、実は年金も年々削減されてきています。非正規雇用も増大しているということで、減免対象世帯の割合は、当時の６３％よりも進んでいるのではないかというように思いますが、政令月収６万円以下の世帯数は幾らでしょうか。特に、政令月収２万円未満の戸数は幾らありますでしょうか。お聞きいたします。

○議長（大原　昇君）　建築主幹。

○建築主幹（中沢浩喜君）　政令月収で減免の対象となる世帯の総数が４８６世帯、それで、今２万円以下の世帯につきましては３８８世帯となっております。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　政令月収２万円未満、これは家賃６０％減免の対象になりますが、全入居者の５０％を超えているという状況で、ここも公営住宅のそもそもの目的は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を国及び地方公共団体が整備して、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するのだという目的から言えば、本当に大変な方々がまだまだいらっしゃるということなのだろうと思います。そういう意味で、実態を美幌町としては、先ほどの数字がたちどころに出るような把握を毎年しているのです。しかし、現状は生活保護を含めて３割に満たないというようなことで、実はまだまだ困っている人たちが制度の恩恵に浴さないということがあるということを抑えた対応が今必要でないかというように思います。

この間、一定数伸びてきているということで努力されているということは評価した上で、これもセーフティネットなので、網の目をしっかり張っていただきたいと思います。

それで、次にもかかわりますので、続いて質問いたします。公営住宅の家賃で残念ながら滞納があるということで数字も出していただきました。その前提で、担当の努力で現年の家賃については２年連続して１００％収納ということで、多分比較的大きな町としては全道で初めてでないかというように思っておりまして、その点での努力は大いに評価したいというように思います。同時に、少しずつ減ってはいるのですが、結構１件当たり８万３，０００円、１０万円、１０万４，０００円という滞納額を抱えて苦しんでおられる人達がいます。もしこの中に、誠実に払おうとしてはいるのだけれど、何せ分母となる収入が少なくて払い切れないという方に対して、しっかりした対応が行われているかというのが、これから検証されることだというように思います。

それで、全面的には展開できないのですが、支払い能力がありながら、あえて不誠実に家賃、あるいは国保税を滞納するという方々に対しては、厳しい対応はもちろん必要ではありますが、生活保護の基準生計費も下回る公住入居者、あるいは先ほど御答弁いただきました国保料の滞納というの

もありますが、どうしてもセーフティネットが必要ではないかということで……。時間がありませんので、はしょります。

それで、住宅、あるいは――国民健康保険のこの取り扱いで、特に住宅の関係では国から痛ましい心中未遂事件などが一昨年発生いたしまして、それを契機といたしまして昨年１１月、久方ぶりに国土交通省から通知が出されているというように思いますが、中身は本当は答弁していただければいいのですが、参議院の予算委員会の記録の中で、安倍総理大臣がこのように総括的に発言されているので、これは確認したいというように思います。

家賃の督促の際には、戸別訪問などにより入居者の状況を十分に把握する。やむを得ず家賃を支払えない者に対しては、住宅部局と民生部局の間で情報共有を図りつつ、家賃の軽減策を講じる。必要に応じ、滞納者に対して、生活保護など居住安定のための支援策の情報提供を行うなどの対応を行うことを都道府県、市町村に要請したと。昨年１１月の中身でありますが、この文章の言わんとするところは、このとおりだということで確認させていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　ただいま大江議員より通知文書の関係の話がされました。私どもも公営住宅の徴収につきまして、一番大事にしているのは、おくれた方への訪問・面談また、必ず連絡をとりながら納入についてのお話をさせていただく。その段階でいろいろなお話をお聞きできますし、また、訪問した際に家庭の状況もかいま見ることができることとなります。

そういう中で、その方に応じた必要な対応をさせていただいておりますし、これからも同じような形で、入居者の生活の安定というのが公営住宅のもととなるものでございますから、生活の安定を図るためということで進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　国保税の滞納、あるいは公営住宅家賃の滞納の率などについては、一定のデータがありますが、ちょっと展開しきれないので、いずれかの機会でさせていただきたいと思いますが、一歩間違えば命にかかわる状態であります。心中未遂事件、我が子を殺して自分も死のうとしたと、その原因が公住の家賃を払えなくて、立ち退きという事態になったその日に、娘を殺すということで、大変大きな事件になりましたが、これを受けて縦割りの行政の中で改めて横の連携をとろうと、人為的なセーフティネットをしっかりと張っていこうということですので、ぜひこの点でも抜かりなくやっていただければというように思います。

時間がありませんので、精神障害者の公共交通機関の運賃の割引ですが、オホーツク管内では、このほかに東藻琴に営業所がある網走観光交通の１路線で行っていることを私は確認をいたしましたが、いずれにしても全然足りないということと、ワンコインバスでは始まっているということで、福祉のしおりにはまだ改まっていないということなので、ぜひこれは紹介していただくのと、行政だけが頑張ってもどうかというように思います。

それで、私は非常にオホーツク圏が大変おくれているということで、道議の皆さんの力もかりながら、この際一気に広域的に精神障害者のバス運賃、２分の１割引というのを達成していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　そのような取り組みも今後しっかりとしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原　昇君）　これで、２番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は１３時３０分といたします。

午後　０時１１分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　〔登壇〕　質問をさせていただきたいと存じます。

学力向上支援について。親が子に期待することの一つとして、子の学力が優秀であってもらいたいと願うものであります。全国的に同じ学年の子供たちがあまたいる中で、北海道の子供たちの学力が全国平均以下であると報道され、憂慮しているところです。

一つ目、全国学力・学習状況調査結果と美幌町の小・中学生の学力を比較し、分析を行ったのでしょうか。

二つ目、教員・親も含めて、学力向上の方策を検討したのでしょうか。

三つ目、学習サポート事業を強化しては。

以上、学力向上支援について３点お尋ねしておきたいと存じます。

次に、ＪＲ美幌駅の無人化についてでありますが、単刀直入にお尋ねいたします。

一つ目、７月２７日以降、行政（町）の組織的対応が見えていないが、今までされてきたことをお示しいただきたいと存じます。

二つ目、他の自治体の首長は既にＪＲ本社・支社に出向いて、駅の無人化阻止の意向を示していると報道されているが、美幌町長はどのようにお考えでしょうか

三つ目、交渉事の案・策をお持ちでしょうか。

真摯なる御答弁をお願いし、１回目の質問といたします。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　〔登壇〕　吉住議員の質問にお答えを申し上げます。

学力向上支援については後ほど教育委員会から御答弁をさせていただきたいと思います。

ＪＲ美幌駅の無人化についてでありますが、１点目のこれまでの行政対応についてでありますが、７月２７日にＪＲ北海道旭川支社長が来町、美幌駅無人化の計画が通告されました。その翌日２８日には、町から町議会に対してＪＲが伝えてきた内容について説明をしたところであります。

８月３日には北見市でＪＲ駅廃止・無人化に関する担当課長会議が開催され、関係自治体である北見市、美幌町、遠軽町並びにオホーツク総合振興局の関係職員により、ＪＲ北海道から各自治体に伝えられた内容や、今後の対応について協議を行いました。このほかにも、町は美幌駅に出向いて、窓口業務や利用者の安全対応などの状況確認や聞き取り、さらに関係自治体との情報交換を継続的に行ってきております。

９月１日には町長、総務部、経済部職員等対応協議を行い、各自治体と連携した対応を進めるため、北見市に３自治体による合同協議の開催を提案したところであります。これを受けて、９月９日、北見市役所で北見市副市長、美幌、遠軽の両副町長による合同会議を開催し、ＪＲ北海道本社に首長が直接出向いて要望活動を行うことを決めたところであります。

また同日、駅の簡易委託業務内容についてＪＲ旭川支社より、美幌観光物産協会会長を含め、切符販売などの委託業務の説明を受けたところであります。

２点目の御質問でありますが、９月２５日に私と北見市副市長、遠軽町長がＪＲ北海道本社を訪問し、それぞれの要望書を直接手渡すことにしております。

当町では、美幌駅の人員配置継続を求め、無人化阻止の意向を伝える要望内容としております。

３点目の御質問でありますが、町はＪＲが来年３月のダイヤ改正時に美幌駅を無人化とする最初の通告内容に対して、計画撤回を求めることが第一優先と考えております。ＪＲ北海道へ要望書提出後のＪＲからの返答内容を精査して、今後の対応について検討を図りたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　〔登壇〕　吉住議員の御質問に答弁いたします。

学力向上支援について。全国学力・学習状況調査結果と美幌町の小・中学生の学力を比較し、分析を行ったかですが、今年度の全国学力・学習状況調査につきましては、平成２７年４月２１日を調査日とし、小学校第６学年と中学校第３学年を対象に実施されました。教科に関しては、国語算数・数学、理科であり、それぞれ主として知識に関する問題と、主として活用に関する問題が出題され、あわせて学習意欲や生活の諸側面などに関する質問紙調査も実施されたところです。

調査結果につきましては、平成２７年８月２５日に文部科学省から公表され、４７都道府県の平均正答率では、北海道は小学生が４７位、中学生が３０位と報道されたところです。

児童生徒の学力向上には、学校だけではなく、保護者の皆様を初め、地域の方々に本町の子供たちの現状を理解していただき、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが重要と考え、昨年度に引き続き、１０月町広報紙とホームページで調査結果の概要についてお知らせする考えです。

現在、調査結果の分析を行っており、昨年度と同様に美幌町の全国学力・学習状況調査結果の公表を行う予定ですが、小・中学校いずれの教科も全国の平均正答率を下回っており、依然として厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。さらに、今後、学校・教育委員会が詳細な結果分析を行い、授業改善の取り組みや家庭学習の習慣化を図る取り組みを学校、家庭、地域、行政が一体となって進めてまいります。

次に、教員・親も含めて、学力向上の方策を検討したかですが、学力向上の取り組みに欠かせない要因としては、学校だけでなく、家庭における学習の習慣化を図ることはもちろん、生活習慣や学習環境も重要なものと考えられます。

学校では、家庭学習の手引や生活リズムチェックシートを作成し、家庭学習の大切さを保護者に伝えながら、望ましい生活習慣と家庭における学習習慣を身につけさせる取り組みを進めております。

また、教育委員会といたしましても、放課後や長期休業期間中の補充学習を実施する一方で、全ての児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるように、家庭・地域に向け、望ましい生活習慣の確立と家庭学習の習慣化を図るための啓発活動に努めてまいります。

次に、学習サポート事業を強化してはですが、学習サポート事業につきましては、主に長期休業中の学生ボランティア学習サポート事業と退職教員等外部人材活用事業による非常勤講師派遣を実施しております。

長期休業中の学生ボランティア学習サポート事業は、東京農大教職課程の学生の協力により、平成２５年度の冬季休業から実施し、本年８月の夏季休業においては、学生の都合で延べ１５名の派遣となったものの、小学生の参加者は延べ４６３名と定着してきております。

また、非常勤講師派遣は、道教委事業であり、平成２１年度に東陽小学校で実施され、平成２６年度からは、全ての小学校で実施しているもので、週５日、１日当たり２時間、退職教員を派遣し、放課後に国語・算数などの補習を行っております。

教育委員会といたしましては、いずれの

事業も長期休業期間中の生活習慣の確立や日常の学習習慣化を図るためにも効果のあるものと考えており、これらの事業を継続するとともに、さらに学習サポート事業の充実に努めてまいります。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　教育長、しばしおつき合いのほどよろしくお願いいたします。

４７都道府県のある中で、順位を言ったら北海道は４７番目。北海道便で言えばこれは、けっぱということです。思うところがあるのですが、私は６０歳過ぎて、まだ孫もいないものですから、小学校・中学校の学習環境というのは、約３０年から４０年離れているので、本当の現状というのは、私が失念するところもあるかもしれません。しかし、たまたま私の住んでいる間近なところに、本屋があるものですから、こういう部類の俗に言うドリルとかテストとか試験とかいう市販のものを眺めさせていただきました。学習と言っても、基本的に答弁にもありますように、知識の部分、知識を習得した上で、それを活用して問題を解くという、大きい意味で答弁どおりだと思いますが、流し読みと言ったら変なのですが、ほとんどが、知識がそもそもなければ解けないのだろうなと思います。

私には孫はいませんが、たまたまおいっこ、めいっこの子供に接してみました。簡単な話をさせていただきますと、「日本の首都はどこ」とおいっこ、めいっこの子供に聞いたら答えられなかった。これは、その子が空想というか造語で答えられるものでもないし、これは単なる覚えていない、学問上の事実をその子供に教えていない並びにその教えてもらった子供が記憶にとどめていない程度の話だなと思いました。

大人になると、あいつ頭いいなというそういう意味のものと、子供に対して頭いいなというのは、私は異質だと思っているのです。大人に対して頭が悪いと言ったら、ある意味では知識ばかりではなくて、知恵がないのかという観点で私は捉えているのでありますが、先ほど言ったように本屋で眺めている範囲内では、ドリルとかテストとかいう部類のものを見たら、８割、９割が、記憶力――私は、小学校・中学校という学習内容は、無駄なことは教えていないと思っていますし、むしろこれだけは知っておいてくれという内容がほとんどだと思っているところであります。あえて言うなら、覚えているという、これを含めて基礎力という言葉を使わせていただくならば、何も解けるはずがない。覚えていないのですから。

私は少なくとも小学校の段階とあえて言うならば、必要なものを覚えさせる、覚えていただく、俗に言うこのテストの結果として、点数の高い結果を生むのではないかと思っているところでありますし、はたまた、そしたら中学校はどうか。中学校も同じことです。あえて言うなら、何人かの子供ですけれども、私が承知している範囲内の話をさせていただきますが、中学校に入っても分数もわからない子がいる。私はその子をとっちめるつもりは何もありませんが、これでは教育現場、行って見てはいませんが、子供同士でも、仮に１クラス３０人と仮定しても、覚えている子供と、覚えていない子供について言えば、授業という意味のその教えを請う姿勢が違ってくると思うのです。覚えていないから何を言っているのかがわからない。先生は真剣に教えたとしても、内容を覚えている子はのみ込みが早いですから、次のことを覚えたいという意欲に駆られる。

脱線しますが、私の中学時代の話をさせていただきますと、手前みその話でありますが、私は中学校のときの授業が拷問でありました。これは私の印象で恐縮なのです

が、どうしてかと言うと、私にとって、あえて言うならば、学習の教えてくれるスピードが遅すぎる。かといって、その授業時間に他の本を開いて見るわけにはいかない。でも、隣の同級生を見たら、また別な意味で苦痛の顔をしておりました。黙って下を見ている。そういうことを思ったら、話は行ったり来たりみたいなところもあるのですが、学習の基本というのは、学ぶということよりも、過去の人たちがいろいろな知識として得たことをまねして覚えることが先決ではないかと思います。

例えば、割り算の仕組みもそうです。掛け算の仕組みも覚えていなければ、幾ら数字が違うものを出したとしても、基本原理を覚えていなければ、幾らたってもできないのです。これは今、算数・数学の話でありますけれども、例えば今回、学力・学習状況調査には理科と書いてあります。ほかの社会科とかまだ勉強すべきことはあると思いますが、理科だってそうです。小学生にノーベル賞もらうだけの研究をしなさいというわけではないと思うのです。社会科だってそうです。先ほどの話で、日本の首都はどこと聞いたら、東京と答えるためには覚えるしかないのです。

もとに戻りますが、ちょっと逸脱させていただきます。

何で子供はゲームを手当たり次第、それこそノウハウの本を読まないうちに覚えていくのでしょうか。

私の言葉で言えば、ちょしてちょして覚え、例えばゲームであれば、そのゲームが楽しくなってなおさらその操作の方法だって早くなっていく。僕は、これは学校の勉強ではないのですが、人には学習する機会があれば、教え方が適正であれば、興味を持たせば、おのずとその能力は発揮していくのではないかというところがあります。

そこで、答弁書にもいま一度戻りますが、美幌町の小・中学生の今回の調査結果をもとに今後発表させていただくということでありますが、案のうちに、美幌町の在籍している小・中学生の成績は、全国平均の平均以下であります。１学年、日本中で細かくは承知していませんが、１００歳まで生きたとして１億人を割り返したら、これは数学ではなく算数的に単純計算すると、１００万人は軽くいるのです。１学年、同じ年齢と言ったほうがいいでしょうか。ちょっと物を覚えているだけで、私の感覚では８割以上の点数がとれる。ただ、覚えていないだけということになると、これは２番目にもちょっとひっかかっていくのですが、関連していますのでお許しいただきたいと思いますが、親だって少し真剣にならないといけないのではないかと思うのです。

子供が親に対して尋ねることがあります。それは勉強という意味です。小学校で教えている程度、中学校で教えている程度という意味で捉えてください。小学校の極端に言えば「１＋１＝２」について、親がそれを知らないのであれば、これは論じても無理ですが、普通の生活の日々の中で、常識として生活していれば、私は各親は小学生が尋ねる程度であれば、即答できないなら、親のテクニックでちょっと時間をかけて調べて教えてあげるとか、私は学校よりも家庭に問題があるのではないかと思うのです。そして、親だって真剣になってもらいたいのは、自分がその子供の子育てをし、将来、高校・大学に行こうとした場合に１例を挙げてさせてもらいますが、ここには高校生・大学生を持っている職員さんも多くいらっしゃいますけれど、あえて言うなら、同じ大学に行くにしても、特殊な専門分野は別として、私立の大学に行くのと、公立大学行くのと、国立大学に行くのでは、今親でさえ、子供に学資という意味で苦労しています。自分の家庭では子供に立派な大学教育を受けさせることができないぐらいの――仕送りするために、外前では別ですが、自分の家だったら、納豆とみ

そ汁だけにして、子供の仕送りで四苦八苦なところがたくさんあると私は思うのです。そうであれば、例え話としては適正ではないかもしれませんが、学費だけを見たら、国立だと年間約５０万円ぐらい、私の調べでは公立で８０万円ぐらい。私立では１５０万円から２５０万円。もちろんこれは学部だとか学科によって異なります。ましてや重複して子供を専門学校や大学に入れようと思ったら、親の年収どころか、親の退職金を担保に子育てがイコール自分の家庭生活も危うい。私は本当に最近異常なくらいそのように思うところであります。

それならば、鉄は熱いうちに打てというなぞらえを含めば、小学校・中学校、こういう評価においては、記憶をしていれば学力で高得点をとれるだろうと思うし、高校の入試だって大学の入試だって、試験と言いながらも、一定点数をとれば入れるのです。その問題としても、記憶力、基礎があれば解けるのが――例えば、この試験、科学者でなければ解けないような問題なんか出ないのです。それで国立大学に受かってもらったら親だって助かる。公立大学へ行ってもらったらまた助かる。学費の面で言っていますので誤解なく聞いてください。

私は過去に荻野先生流に言えば、私のことをこう言っていました。おまえはばかではないなと。日本語っておもしろい例えであります。荻野先生というのは、率直に物申す人でありましたが、日本語というのは同じ意味合いではありますが、世の中利口でないよりは利口であったほうが……。これは知識という意味でとらえてください。

そこで教育長、謎かけで悪いのですが、秋の七草、あなたは御存じだと思います。また、正月には七福神、百人一首、それぞれで教育長は七草を特に指定したわけでもない、七福神をあなたが神様としてあがめるかどうかは別として指定したわけではない。百人一首はあなたが読み上げて百人一首をつくったわけではないと思いますが、これは単なる知識として知っているか知っていないかということでありますが、そこら辺、知識の習得という意味ではどのようにお考えか、まず最初にお聞きしたいところであります。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　知識の習得という御質問だというように思っております。

今、具体的に七草とかいろいろ言われたことについては、正直言って、もう忘れて覚えておりません。ということは、逆に言ったら、知識を、基礎学力と言われる基本的にあるものを、どう学ぶかということを超えて、ある程度の年になれば、議員も私もそうですけれども、それが仮に百人一首でもいいのですけれども、わからないと。当時は覚えいて忘れたとすれば、その調べ方さえ知っていれば、そんなに問題ではないという話なのです。それがある意味では、知識とか知恵とかそういうことだというように思っています。

さっきから記憶力、確かに記憶というのは大事な話をされておりますけれども、私は何をベースになる物として記憶するかということが大事であって、それが本当に頭のいい方というか記憶力のいい方は具体的に覚えておけばいいし、場合によっては記憶を補填するための手法を覚えればいいと、それはそれぞれであればいいと思っております。ですから、知識の習得ということを今お話しされたことと、御質問のことととずれるかもしれませんが、教育の部分においては、その本当のベースになる知識をきちんと得て、それをいかに記憶していくことが大事かなと思います。あとは、年とともにそれをどう記憶するかも必要ですし、逆にそれを忘れたときにどうやって得るかとか、そういう知恵というか、そういうことを学びとるということであって、ある意味ではそのベースになることを教育の中でしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　どの世代でも、悪賢い子供、大人、親がいます。人は、賢いのです。でも、賢い基礎というのは、知識があった上で、余りあるくらいあった上で、テクニック、知恵、これが賢いという意味の流れかと思っているところであります。

ただ、今、教育長と小学校・中学校という段階で、主にお話をさせていただいているつもりでありますが、少なからず小学校・中学校のとき、最低限これは覚えて知っておいたほうがいいという内容が主だろうと。それは年をとって、生活の中で余り活用のないものは忘れていく。私は黙っていたって、どこかに抜けていくことが最近多くなってきたのです。でも、小学生・中学生はこれから人生を歩んでいくわけです。そしたら、見た目は知っていて忘れてしまったのか、初めから知らないのかでは大きな違いがあるのではないかということを言いたかったのであります。

そこで、時間がなくなってきました。町長にお聞きする分もありますので、最大の話を学力向上に向けてお話をお聞きしたいのですが、親も真剣になれということは先ほど言わせてもらいましたが、先生はしっかり授業時間を教えてくれているでしょう。でも、ついていける、ついていけない、記憶している、記憶していないというのは一番親がわかるはずだと思うのです。親がしっかりしなかったら私は教育熱心とは言いません、親が真剣にならなかったら、先ほど大学の話をさせてもらいましたけど、自分たちの生活設計という意味でもお金という意味で、ましてや子供の夢も叶えられない。学校に行きたいのだけれど、いやいや美幌町の役場職員をやっているけど、平均年収税込みで７５０万円もらっているけど娘と息子を一遍に合わせて大学に入れられないというのが実情だと私は思うのです。そういうことをひもといていったら、私は親に真剣になれということを申し述べたいし、訴えていきたいと言いながらも、親だって昼に働いて、奥さんだって勤めに出ているかもしれない。

そこで、この内容の３点目でありますけれども、学習サポートについて、農大生のボランティアということも含めて、実践されているのは、教育長も前からある意味で学習支援が必要だろうということで、農大生にお願いをして来ていただいているのは十分承知しているところでありますし、もう一つの道教委事業ということでなさっていることも知っているところでありますけれども、ただ、一つだけわかってもらいたいのは、教えるにしても、まだそこに能力がいっていない子供、場面によっては一対一で教えなければ、同じ程度の人を集めて一緒に授業をしたからって、これが功を奏するかといったら、別なこともあるのではないかと思うのです。

基本的に、知識の習得という意味で遅れている子がいるならば、いっときではありますけれども、マン・ツー・マンで教えるということが、私が指摘したいことであり、そこが１点と、もう一つ、美幌として道の支援を受けなければ、予算ということも絡んでくるのでしょうけれども、できないことかと思うのです。例えば、町民の多くに声をかけて、ちょっと協力を得ることはできませんかというのはどうでしょうか。実は、私ごとで悪いのですが、秋から春にかけて、夕方の６時から次の朝まで時間をもてあましています。仮の話ですが、マナビティーセンターの一室を貸していただいて、吉住さんそんなに意欲があるなら試しにやってみないかと。そのぐらいのことを私は教育長から言われてみたいし、子供のためにそういう意味で活躍できるのであれば、やってみたいと思うところでありますけれども、これは農大生でなくたって、学校の先生でなくたっていいのではな

いのですか。小学校・中学校の知識の習得ぐらいであれば。少なからず、大学出ている者であればいいのではないのですか。ただ、誤解なく。学校が終わったから、すぐ放課後にしなくてはいけないというものでもない。世の中には民間の塾もあって、夜に行っている子もいる。家庭の事情で行けない子もいる。そういう中のことでありますけれども、子供は夜に出歩いたらだめだということはないと思うのです。

ですから、時間と場所とちょっとしたコピー代金があれば、例えば、教育長だって理系の学校を卒業されていると思っていますが、今でさえ、化学や物理は私はへっちゃらだと思っているのです。私は自分で言うのも悪いのですが、小学校・中学校という程度であれば、算数も数学も理科も多少の英語も、教員免許はありませんが、協力してくれというのであれば、許せる限り協力したいなと、こういう提案を発信すべきだと思うのです。

それからもう一つ、教育長。私は常日ごろ、話は少し飛びますが、これもプリント代程度の話でしているつもりですが、それにしたってお金のかかることです。私は予算のあり方ということで、これは本来の話ではないのですが、教育委員会というのは行政部局と独立しているというものでありますから、予算要求において、一定の判断ができる枠の予備費と言ったらちょっと悪いのですが、そのぐらいの事業名を一字一句書いたものの予算付けではなくて、一定額内は教育長の判断で使ってよしと、自分の腹でやってみれというぐらいのものはあってもいいのではないかと思うのです。

議長、これは通告している内容とちょっと逸脱していますので、答弁は特に今の部分は求めませんが、お許しいただきたいと存じます。

実は、これもある意味では大きなお金のかからない子育て支援の一つではないかと思っているのです。美幌町の町を挙げて、学習熱心な町だというのが美幌町の売りになるのではないですか。美幌町に行ったら、町長を先頭になかなかよい授業をやっているぞと、このぐらいの思いでお尋ねして、教育委員会に対する質問は終わらせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　いろいろな提案をしていただきました。そういった中で、貴重な御意見として受け賜りました。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　町長にお尋ねします。今回の案件、きのう他の議員の一般質問でもありました。私は一般質問する立場でありますけれども、基本的に思いは、あえて言うなら、私も町長と同じ思いであります。そういう意味では、ぜひともＪＲの駅の無人化を阻止していただければと思っているところであります。

７月２７日以降、行政は何をしてきたのかという趣旨でありますけれども、私はこの点で、あえて町長さんにこの約５０日、もったいない時間を過ごされているなというような思いがあります。それは、２番目３番目にずっとつながっていくことなのですけれども、私は町長さんが頑張っていただくのは、もちろん役割というよりも、美幌町民として願うところであります。でも、隣町との連携を否定することはありませんが、まず町民の思い、私は思いと言っても空想で悪いのですけれども、無人化賛成という人は多分いないだろうと。そういう思いを込めて言っているところですけれども、町民に発信して無人化阻止の盛り上がりを背に受けて行くのがあるべきだと思うのです。そういう意味で、町民に発信すべきことは大きな声で町民の皆さんも協力して阻止に向けて頑張りましょうというのが、この５０日の中でなかったのではないかと申し上げたいところなのです。

そこら辺、町長さんも今後のことを含めて、まだその時期ではないという思いだったのかどうかわかりませんが、ただ、２番目の質問で、北見、遠軽と一緒に行かれるということであります。ＪＲではないのですが、ほかの陳情のときにいろいろな方々に声をかけて同席してもらう部分もありますが、そういう場面を想定したら私は先ほど１番目の質問に絡めて言っていますけれども、町民の無人化に対する思いを錦の御旗でＪＲ本社に乗り込むべきだと思っているところでありますし、あえて言えば、議員の多くが予算上、政務活動費をいただいております。政務活動費だけを見れば、陳情・要望に支出が可能というところもあります。町民の思いの錦の御旗ばかりではなくて、本社に行くなら、なんなら私は自費でもいいと思っているのです。ＪＲ本社の玄関口でむしろ旗を持ちたいくらいの気持ちではいるのです。私は措置というからには、それなりのしぐさ、形というのがあっていいのではないかということを申し上げたいところなのです。

１番目と２番目をひっくるめましたけれども、そこら辺、もし町長さんが今月２５日に行くに当たっての、そういう意味の３番目にも今度絡んでくるのですけれども、作戦というか思いがあれば、そして我々が協力できるものがあれば、遠慮なく言っていただきたいという思いでお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　５０日間、町民の皆さんの意見を集約し、喚起できなかったことについては、まことに申しわけないと、そのように思っております。

また、陳情については個々それぞれにどういう体制で行くかについては、それぞれ一律ではないと思いますので、今回は我々行政として行くということでございます。

○議長（大原　昇君）　１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　無人化阻止について、私が答えを出す立場ではないのですが、相手は相当強硬なものだなと思うのです。

きのうの他の議員の質問に対しても、国の方針みたいな説明を一部、町長がされたかなという捉え方をしている中で、相当お会いするにしても、いろいろなことを考えていかなけけばならないと思います。

私は、例えばＴＰＰの話ですが、北見市でデモ行進をした。そういうことも含めたら、私は美幌町全体の背負っている重要案件だと思っていますので、そこら辺、町長を信頼しないという思いではなくて、そのぐらいの意気込みというのも、一つの相手に対する思いをつける手段ではないかと思っているところであります。

今回、明確に９月２５日のことを指しているのだと思いますが、行政だけで行きたいということでありました。それにしても、１人で背負うより、みんなで背負ったほうがいいときだってあるかなと思うのです。指をさされて行きたいものです。みんなで背負いませんか、町長。そこら辺、私の勝手な思いも込めて言わせていただきましたが、副町長どうですか。今定例会まだ終わっているわけではない。まだ町長と話し合って汽車の１車両借り上げて出張旅費、阻止行動を起こすための思い切った予算を計上するために、議長に申し入れたらどうかと思うのだけれど、そこら辺いろいろなことを――時間がたってきたら相手が言っている期日がだんだん迫ってくるわけです。そしたら、思い切った行動にも出なくてはいけないこともあるのではないかという趣旨の一端ですので、検討していただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原　昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　我々は現実的な対応をしっかりやっていくということが重要だと、そのように思っております。

○議長（大原　昇君）　これで、１０番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は１４時３５分とします。

午後　２時２３分　休憩

午後　２時３５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（大原　昇君）　昨日、議会運営委員会を開催しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

１１番橋本博之さん。

○１１番（橋本博之君）　昨日９月１５日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について報告いたします。

９月１５日、昨日ですが、請願を１件受理いたしましたので、その取り扱いについて報告いたします。

請願の内容については、美幌歯科医師会から、医療従事者就業支援補助金制度対象者に歯科医師及び歯科衛生士を補助対象者とすることを求める事に関する請願については、あす、第３日目の認定第８号平成２６年度美幌町病院事業会計決算認定についての後に追加し、審議することといたしました。

以上、議会運営委員長としての報告をいたします。

◎日程第３　選挙第５号

○議長（大原　昇君）　日程第３　選挙第５号美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、美幌町字美富３０５番地、松本光伸さん、美幌町字大通北４丁目１０番地の２、早田眞二さん、美幌町字都橋８２番地の５、関美惠子さん、美幌町字西２条北１丁目１番地、横山直樹さん、以上４名の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には、指名順位を補充の順序として、美幌町字美和４２２番地、石川真里子さん、美幌町字大通北１丁目１番地の５、寺田義博さん、美幌町字報徳３１７番地の１３、髙崎義明さん、美幌町字東２条北４丁目１９番地の９、和田隆さん、以上４名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には、ただいま指名しました松本光伸さん、早田眞二さん、関美惠子さん、横山直樹さん。選挙管理委員補充員には石川真里子さん、寺田義博さん、髙崎義明さん、和田隆さんが当選されました。

暫時休憩します。

午後　２時３９分　休憩

午後　２時４０分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第４　発議第１号

○議長（大原　昇君）　日程第４　発議第１号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、発議第１号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　同意第７号

○議長（大原　昇君）　日程第５　同意第７号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　同意第７号美幌町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げたいと思います。

本町、教育委員会委員猪本里美氏は、平成２７年９月２８日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。

住所、美幌町字日の出１丁目１７番地の４。

氏名、猪本里美さん。

生年月日、昭和３４年３月４日でございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、同意第７号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第６　同意第８号

○議長（大原　昇君）　日程第６　同意第８号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　同意第８号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、久山祥子氏、広島学氏は、平成２７年９月２９日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方自治法施行規定第１７条第５項の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。

記。
住所、美幌町字西１条北４丁目１番地。
氏名、森一也さん。
生年月日、昭和３３年７月８日。
住所、美幌町字大通北３丁目１２番地。
氏名、久山祥子さん。
生年月日、昭和２４年６月９日。
住所、美幌町字元町２１番地の１０。
氏名、広島学。
生年月日、昭和３５年７月３０日でございます。
以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、同意第８号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第７　諮問第２号

○議長（大原　昇君）　日程第７　諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員渡部順子氏、長岡敬幸氏は、平成２７年１２月３１日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるというものでございます。

記。
住所、美幌町字東２条南１丁目１番地の１４。
氏名、渡部順子さん。
生年月日、昭和１５年９月２０日。
住所、美幌町字西１条南２丁目１５番地の１。
氏名、長岡敬幸さん。
生年月日、昭和２４年１月１１日生まれでございます。
以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

◎日程第８　議案第６１号

○議長（大原　昇君）　日程第８　議案第６１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案の７ページをお開き願います。

議案第６１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

記以下については参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

資料１、議案第６１号関係。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

改正目的でございますけれども、新規に加入する団体及び脱退する団体が生じたことによる規約の変更でございます。

改正内容につきましては、構成員の中で６組合の脱退及び１組合の加入に伴う規約別表第１の変更及び規約第１条の変更でございます。

根拠法令につきましては、地方自治法。

施行日については、記載のとおりでございます。

なお、２ページから１１ページに新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６１号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第６２号

○議長（大原　昇君）　日程第９　議案第６２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案８ページになります。

議案第６２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合に規約を次のとおり変更する。

記以下の変更内容につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の１２ページをお開きいただきたいと思います。

資料２、議案第６２号関係。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

改正目的でございますけれども、団体の解散による脱退及び新規に加入する団体が生じたこと並びに規約を縦書きから左横書きに改めるための変更でございます。

改正内容につきましては、平成２７年３月３１日解散による２組合の脱退、平成２８年３月３１日解散による４組合の脱退及びとかち広域消防事務組合の加入また、規約を左横書きに改める変更でございます。

根拠法令につきましては、地方自治法。

施行日については、記載のとおりでございます。

１３ページから１５ページに参考として、新旧対照表を添付しております。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６２号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第６３号

○議長（大原　昇君）　日程第１０　議案第６３号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案の９ページになります。

議案第６３号北海道市町村総合事務組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

記以下の変更内容につきましては、参考資料で御説明申し上げますので参考資料の１６ページをお開きいただきたいと思います。

資料３、議案第６３号関係。

北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

改正目的でございますけれども、構成団体中、加入及び脱退する団体が生じたことによる規約別表第１及び別表第２の変更でございます。

改正内容につきましては、６団体の脱退と１団体の加入に伴います規約別表第１の変更並びに共同処理する第１項から第７項までの事務について、５団体の脱退と１８団体の加入及び共同処理する第５項の事務について、６団体の脱退と１団体の加入に伴う同規約別表第２の変更でございます。

根拠法令につきましては、地方自治法。

施行日については、記載のとおりでございます。

なお、１７ページから２５ページまで、今回の変更に係ります新旧対照表を添付しております。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６３号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第６４号

○議長（大原　昇君）　日程第１１　議案第６４号美幌町特定個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案１１ページになります。

議案第６４号美幌町特定個人情報保護条例の制定について御説明を申し上げます。

美幌町特定個人情報保護条例を次のように制定しようとする。ということで、記以下につきましては参考資料２６ページで御説明をさせていただきたいと思います。

資料４、議案第６４号関係。

美幌町特定個人情報保護条例の制定について。

制定目的でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、番号法の第３１条の規定に基づき、マイナンバーのついた個人情報の適正な収集、保管、

利用等の確保と、本町が所有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等の保護を図るために、必要な規定について制定を図るものでございます。

制定内容でございますけれども、総則の中の第１条、通則においては、番号法に基づく特定個人情報について、平成１７年制定の個人情報保護条例ではなく、番号法及びこの条例を適用することと規定をしているところでございます。

第２条の定義については、条例中の用語の定義を規定しております。

第２章として、特定個人情報の取扱いを第３条から第８条に規定し、この中で特定個人情報の保有期限、安全確保、取扱い従事者の義務、情報の利用制限等について規定をしております。

第３章に特定個人情報の開示、訂正、利用停止等の手続について規定し、第９条から第１９条に開示に関する規定を、第２０条から第２６条に特定個人情報の訂正に関する規定を、第２７条から第３２条に利用停止に関する手続について規定し、第３３条から第３５条に開示、訂正、利用停止決定等に関する不服申立て手続に関する規定をしているところでございます。

第４章、雑則として、適用除外、情報提供等、苦情処理、委任等について規定をしております。

根拠法令は番号法。

施行期日は平成２７年１０月５日。情報提供等記録に関する規定を政令で定める日としております。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６４号美幌町特定個人情報保護条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第６５号

○議長（大原　昇君）　日程第１２　議案第６５号番号法施行条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案２４ページをお開きいただきたいと思います。

議案第６５号番号法施行条例の制定について御説明を申し上げます。

番号法施行条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の２７ページをお開きいただきたいと思います。

資料５、議案第６５号関係。

番号法施行条例の制定について。

制定目的でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますけれども、この第９条第２項の規定に基づき、本町が独自にマイナンバーを利用する事務を定めるとともに、マイナンバーの利用に関し必要となる規定を制定するものでございます。

制定内容でございますが、第１条に制定の趣旨を規定させていただいております。

第２条に用語の定義を規定しているところでございます。

第３条では、番号法第９条第２項の条例で定める事務として、第１項から第３項まで規定をしているところでございます。

なお、第３条第１項による利用する事務

について、乳幼児等医療費助成、重度心身障害者医療費助成、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置、障がい者交通費助成、この四つの事務について別表により規定をしているところでございます。

それから、第４条に委任規定を定めております。

根拠法令につきましては、番号法。

施行期日につきましては、平成２８年１月１日でございます。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６５号番号法施行条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第６６号

○議長（大原　昇君）　日程第１３　議案第６６号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議案２７ページをお開きいただきたいと思います。

議案第６６号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたします。

参考資料２８ページをお開きいただきたいと思います。

資料６、議案第６６号関係。

条例名、美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的（趣旨）につきましては、美幌町成年後見実施機関運営協議会の設置に伴い、この協議会を附属機関に位置づけ、美幌町附属機関に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、老人福祉法及び知的障害者福祉法並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の判断能力が十分でない者が、成年後見制度を的確に利用できるように、美幌町成年後見実施機関を設置し、その実施機関に対しての審議及び助言指導並びに被後見人等からの苦情の申し立て等の審査及び対応を行うため、町の附属機関として、美幌町成年後見実施機関運営協議会を設置するものでございます。

関連条例の改正につきましては、議案の２８ページでございますけれども、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部に美幌町成年後見実施機関運営協議会委員の報酬を追加しております。

新旧対照表につきましては資料の２９ページ、３０ページでございます。

施行日につきましては、公布の日。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６６号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第６７号

○議長（大原　昇君）　日程第１４　議案第６７号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議案の２９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第６７号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたします。

参考資料は３１ページでございます。

資料７、議案第６７号関係。

条例名、美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的（趣旨）につきましては、社会保障・税番号制度により交付される通知カード及び個人番号カードの再交付に伴う手数料条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これを番号法と言いますが、これ基づきまして、個人番号を通知カードにより本人に通知、申請に基づき、個人番号カードの交付が行われるということでございます。

本カードにつきましては、初回交付時は無料で交付されます。紛失などにより、再交付の場合には、国が示す再交付手数料相当経費の負担が必要でございます。手数料について規定するということでございます。通知カードにつきましては５００円、個人番号カードにつきましては８００円でございます。電子証明書の再発行につきましては、さらに政府が委託している地方公共団体システム機構、ここに別途２００円を加えて負担していただくと、このような仕組みになっております。

また、従来の住民基本カードにつきましては、個人番号カードが交付されますと終了となります。新たな発行はいたしませんので、手数料条例から削除するというようなことでございます。住基カードにつきましては、有効期限がございますので、その期間中につきましては、引き続き利用が可能となっております。

新旧対照表につきましては３２ページから４０ページでございます。

根拠法令につきましては、行政手続における特定個人を認識するための番号の利用に関する法律でございます。

施行日につきましては、平成２８年１月１日からでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６７号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第６８号

○議長（大原　昇君）　日程第１５　議案第６８号美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　議案の３０ページをお開き願います。

議案第６８号美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の４１ページをお開き願います。

資料８、議案第６８号関係であります。

改正目的でありますが、使用料の項目で認定研修生等の定義としております、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止及び北海道における青年等の就農促進に関する方針の廃止に伴い、町条例において新たに認定研修生等の定義付けをするものであります。

改正の内容でありますが、改正項目といたしまして、使用料の項目別表の備考の１で規定しております、北海道における青年等の就農促進に関する方針に基づき就農計画の認定を受けた者、これは実践的農業研修生と農業体験実習生であります。及び、認定申請中の者並びに認定申請に向けての研修を目指す者等で町長が認めた者、これは農業体験聴講生であります。をいう、から美幌町内において、新たに農業を営もうとする者で、町長から美幌みらい農業センターでの研修の許可を受けた新規就農予定者及び農業担い手実習生をいうに改めようとするものでございます。

施行日につきましては、平成２７年１０月１日からであります。

なお、条例の新旧対照表を４２ページに添付しております。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第６８号美幌みらい農業センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第６９号

○議長（大原　昇君）　日程第１６　議案第６９号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案３１ページをお開き願います。

議案第６９号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第３号）について御説明を申し上げます。

平成２７年度美幌町の一般会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，７８８万円を追加し、歳入歳出それぞれ９８億７，５４２万１，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げますので、４３ページをお開きいただきたいと思います。

４３ページ、歳出でございます。

上から、町有財産管理事業費の増、保険料４２万８，０００円の増でございますけれども、７月１６日に車両センター資材倉庫火災が発生をしましたけれども、建物災害共済の未加入の建物について、追加で加入するもので、対象物件については１２０件分の１０月１日からの加入に関する保険料の増額でございます。

その下、政策推進事業費の増、社会保険料等の下の臨時職員賃金につきましては、１０月から１２月までの３カ月間の臨時職員の賃金でございます。

事務事業協力報償１，０８１万２，０００円、これにつきましては、ふるさと寄附金について、当該寄附金を１，０００万円見込み、特産品の謝礼を当初８２８万８，０００円としておりましたけれども、７月末までに１，４７１万７，０００円の寄附があることから、年間の寄附金総額を３，６００万円と見込みまして、それに伴う謝礼品等の増額を行うものでございます。

その下の手数料につきましては、同じく寄附金の増に伴いますクレジットカード決済の寄附金代理納付システム利用料になります。

その下の積立金１，５１８万８，０００円につきましては、先ほども説明しましたけれども、ふるさと寄附金が予想を上回る件数であることから、当初１，０００万円を３，６００万円に歳入推計をし、先ほど御説明を申し上げました謝礼品等の補正後の額１，９１０万円を差し引き、そして当初積立予定額との差額であります１，５１８万８，０００円を新たに積立金として、追加をするものでございます。

その下の過年度税等還付金の増でございますけれども、３００万円につきましては法人町民税の確定申告、固定資産税償却資産でございますけども、これの修正申告による還付金及び還付加算金の増による補正でございます。

それから、その下の町税等課税事務費の増、業務等委託料についてでございます。軽自動車税制改正対応プログラム作成委託料５８万９，０００円でございますが、地球環境保護の観点から、平成２８年度より軽自動車税の税制が一部改正されることに伴いますプログラムの改修を行うものでございます。

その下、戸籍住民基本台帳事務費の増、社会保険料等と臨時職員賃金、これは、マイナンバー制度による個人カードの交付が２８年１月から始まることによります、パート職員１名、３カ月分の賃金と社会保険料等でございます。

次に４５ページをお開きいただきたいと思います。

業務等委託料、通知カード・個人番号カード裏書システム機器保守委託料４万５，０００円と、その下の庁用備品９１万６，０００円についてでございますけれども、マイナンバー制度で通知カード及び個人番号カードについて、転居・転入に係る裏書きが必要となることから、カード裏書システム機器１台の購入と、その機械保守料４万５，０００円の補正でございます。

その下の交付金、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金につきましては、同じくマイナンバー法に基づく事務を行う地方公共団体情報システム機構に対する事務委任に係る交付金で、財源については全額国庫補助金でございます。

その下の高齢者福祉推進事業費の増、委員報酬、費用弁償についてでございますけれども、美幌町成年後見実施機関運営協議会設置に係る１０名分の委員報酬と町外の委員の方の費用弁償に係る補正でございます。

その下の業務等委託料１４６万５，０００円ですけれども、美幌町成年後見支援センター業務委託ということで、この業務運営につきましては社会福祉協議会に委託をするため、その予算を計上させていただいたものでございます。

その下の、年金事務システム改修委託料３６万８，０００円でございますが、保険料免除、納付猶予審査処理費用の変更に伴いますシステム改修委託料でございます。

それから１番下の学童保育所運営事業費の増、修繕料１１万９，０００円でございますけれども、旭学童保育所の電気温水器の修繕を行うものでございます。

すいません、一つ飛ばしました。その上の障害者自立支援事業費の増、１，６６４万２，０００円でございますけれども、平成２６年度の自立支援の給付費、それから医療費確定に伴います国庫返還金及び医療費の道返還金でございます。

次に４７ページをお開きいただきたいと思います。

１番上の乳幼児医療費助成事業費の増、１１万８，０００円につきましては、平成２６年度未熟児養育医療費国庫負担額確定に伴います国庫返還金でございます。

その下の予防接種事業費の増、業務等委託料１５６万６，０００円と扶助費の１万９，０００円でございますけれども、これは近年インフルエンザにおける系統の流行予測が難しいことから、従来の３価ワクチンから４価ワクチンの変更に伴う増でございます。成人１人当たり５４０円の増を見込んでおります。なお、自己負担については従来どおり１，０００円ということで、据え置きをさせていただいているところでございます。

それからその下の農作物鳥獣被害対策事業費の増、１２０万円でございますが、雪害によりエゾシカ侵入防止柵破損の修繕費が約６００万円かかるということで、そのうちの１２０万円について補助を行うものでございます。

その下の道営土地改良事業費の増、補助金、美幌豊栄地区農業経営高度化促進事業補助金と、その下の昭美地区の同じ補助金でございますが、いずれも通年施工の実施面積増によります増額補正でございます。

それからその下の団体営土地改良事業費の増、１４万円でございますけれども、多面的機能支払事業を推進用として、現地説明会用のプロジェクターとスクリーンを各１台購入するための１４万円の補正でございます。

その下のみどりの村維持管理事業費の減、トータルで４６８万１，０００円の減でございますけれども、これにつきましては美幌みどりの村振興公社の平成２６年度決算における剰余金のうち、指定管理に係る剰余金を平成２７年度指定管理料と相殺することとしたことに伴います減額補正でございます。

続きまして４９ページをお開きいただきたいと思います。

４９ページの上の林業推進事業費の増、各種表彰等報償８万円でございますけれども、これは木育広場の愛称募集に当たり、最優秀賞など受賞者への報償として８万円を計上するものでございます。

その下の教育備品５万円につきましては、６月１９日オホーツク岳風会北見支部楓吟詠会様から木育広場の木育遊具購入に役立ててほしいと５万円の御寄附を受けたことから、その御趣旨にのっとり木製遊具を購入するものでございます。

その下の積立金２６２万４，０００円でございますけれども、これは８月３日に森林整備協定を締結しております株式会社道央環境センター様から３９万４，０００円を、同じく８月３１日に石上車輌株式会社様より２２３万円の御寄附をいただき、未来への森林づくり基金に積み立てを行うものでございます。

その下の商店街活性化推進事業費の増、業務等委託料の中の１番上の子育て等応援事業事務委託料と補助金の１番上の子育て等応援事業補助金でございますが、これは道の補助金を活用した第３弾でございまして、子育て若者対策として１万円のスマッピーカードチャージに対して５，５００円の

商品券を発行するものでございます。４５０セットを販売する予定で、その事務委託料として２１万５，０００円、プレミアム分として２４７万５，０００円の追加を行うものでございます。

それから委託料の二つ目のプレミアム商品券発行事業事務委託料、それから補助金の１番下のプレミアム商品券発行事業補助金につきましては、同じく道の第３弾として、この一般分として３，０００円の商品券をこちらは２，４６０セット発行するものでございまして、その業務委託料として１１２万４，０００円、プレミアム分として７３８万円の追加を行うものでございます。

補助金の真ん中の起業家支援事業補助金でございます。当初、繰越明許費で２件、それから６月の補正で２件、計４件の予算措置を行いましたが、今後においても申請が見込まれることから、２件分４００万円について予算措置を行うものでございます。

それからその下の観光施設維持管理事業費の増でございますけれども、修繕料につきましては、峠の湯の修繕料でございます。当初予算で小破修繕１００万円と緊急修繕１００万円の計２００万円の予算計上をさせていただいておりましたけれども、浴室、あるいは照明の修繕でおおむねこの２００万円についての支出をしたため、今後の突発的な修繕対応を図るための予算計上であり、営業休止等による利用者に迷惑をかけないように対応を図るための予算措置でございます。

その下の自動車等借上料９万６，０００円と、原材料費６４万８，０００円につきましては、林業館木育広場の開館のため、無償賃貸契約を結んだ私有地を駐車場として整備するための経費でございます。なお、今回の整備で約５０台程度の駐車が可能となるスペースをつくる予定でございます。続きまして、道路橋梁維持管理事業費の増でございます。

消耗品につきましては７月１６日に発生をいたしました火災により焼失をした資機材の購入費、主に除雪対策等の資機材ということで５０万７，０００円の増額をさせていただいたところでございます。

修繕料につきましては、車両及び道路修繕等に係る補正でございまして、小型除雪ロータリー車２台の修繕とグレーダー１台の修繕、そして道路施設修繕と街路灯の修繕で計６６６万２，０００円の増額補正でございます。

その下の機械器具１２０万１，０００円につきましては、消耗品同様、火災により焼失をした機械器具購入費として、カンツール、ウェルダー等の備品購入を図るものでございます。

続きまして５１ページをお開きいただきたいと思います。

学校教育振興事業費の増、社会保険料等と臨時職員賃金につきましては、職員の産休・育休代替の臨時職員の経費でございます。

その下の小学校管理事業費の増、５１万６，０００円につきましては、美幌小学校学校林売り払いによる積立金でございます。売払収益の７割を学校施設整備基金へ積み立てるもので、当初の５０万円の予定が、実際に１０１万６，０００円となったことから、追加をさせていただくものでございます。

その下の博物館活動推進事業費の増、１３１万８，０００円でございますけれども、行政報告もさせていただきましたけれども、柳瀬様の御厚意によりまして、８月６日から８月１７日まで「父との二人展」柳瀬俊雄・柳瀬俊泰展示会を開催させていただいたところでございますけれども、その経費として、消耗品費５万８，０００円、印刷製本費１１万６，０００円を、また展示会後に御寄贈いただきました絵画３０点のうち、額縁付きが１６点ございますけれども、その額縁については柳瀬様にお返しす

ることとなっていることから、原材料費７３万４，０００円と、庁用備品４１万円で展示用の額縁を整備するものでございます。

その下の学校給食センター維持管理費事業費の増、修繕料でございますけれども、給食センターボイラー室の膨張タンクが１７年を経過し老朽化により破損したため、交換するものでございます。

次に、歳入を御説明させていただきますので、３９ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入でございます。特別土地保有税の現年課税分でございます。平成１４年に１件、将来的な宅地分譲予定地として、特別土地保有税の徴収猶予の手続をとってきましたけれども、その猶予期間が本年６月末であることから、現時点で宅地分譲の計画がないため、本税及び延滞金が支払われたことによる増額の補正でございます。

それから農業経営高度化促進事業分担金の増と、その一つ飛びまして、農業費補助金の農業経営高度化促進事業補助金の増、５万４，０００円でございますけれども、これは歳出の道営土地改良事業費で御説明を申し上げましたけれども、通年施工面積増による受益者分担金及び道補助金の増額分がそれぞれ５万４，０００円でございます。

その下の個人番号カード交付事業費補助金７２５万９，０００円でございます。歳出の４５ページで御説明をさせていただきました通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に係る道補助金でございます。

その下の６５万６，０００円につきましては、通知カード・個人番号カード発行に係る事務費補助金でございます。

それからその下の多面的機能支払事業補助金の増、１４万円でございます。先ほど歳出４７ページで御説明をさせていただきましたプロジェクター、スクリーン購入に係ります道補助金でございます。

その下の地域ふれあいプレミアム付商品券追加発行支援事業費補助金１，１１９万４，０００円でございますが、歳出でも商店街活性化推進事業費で御説明を申し上げましたプレミアム商品券発行事業及び子育て等応援事業に係る道補助金でございます。

その下の女満別空港ビル出資配当金につきましては、町が出資をしております４００株の平成２６年度配当金で昨年と同様の１株当たり１，５００円の配当となっているところでございます。

続きまして、学校林売払代の増、７３万８，０００円でございますが、先ほども教育費の中で説明をさせていただきました、美小の学校林３．１６ヘクタールの売り払い代金の追加補正でございます。

その下のふるさと寄附金の増、２，６００万円でございますけれども、歳出でも御説明を申し上げましたが本年のふるさと寄附金を３，６００万円の見込みとして、当初予算計上の１，０００万円を差し引いた２，６００万円について追加補正をするものでございます。

続きまして４１ページでございます。

林業費寄附金の増、２６７万４，０００円でございます。林業総務費でも御説明をさせていただきました、株式会社道央環境センター様、石上車輌株式会社様からの寄附金の増でございます。

その下の前年度繰越金の増、３，６７３万１，０００円につきましては、今回の補正に要する一般財源を前年度繰越金に求める補正でございます。

それから１番下の雑入でございます。各種検診料等会計負担金の増、４５万４，０００円につきましては、高齢者インフルエンザ接種に係る国保会計からの負担金３割分の負担金でございます。

それから物品等売払の増、１０１万２，０００円につきましては、鉄くず売払によります物品売払の増ということで１０１万２，０００円の増額補正でございます。

１番下の過年度障害者自立支援給付費等道費負担金追加交付金２万９，０００円につ

きましては、平成２６年度障害者自立支援給付費等道費負担分の確定による追加交付金でございます。

なお、今補正に係ります各種基金の補正後の残高につきましては、参考資料の４３ページに添付をさせていただいておりますので御確認をいただきたいというように思います。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

６番戸澤義典さん。

○６番（戸澤義典君）　４７ページのみどりの村維持管理事業費の減ということで、４６８万1，０００円が戻ってくるという認識でいいと思うのですけれども、理由がちょっとわからなかったのですけれども、来年度以降も減るという認識でよろしいのですか。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　ただいまお尋ねのありましたみどりの村振興公社の各施設に関する委託料の関係でございますが、こちらにつきましては、一般財団法人みどりの村振興公社に指定管理の委託業務をしている部分でありまして、公社の公益事業が、法人税の申告免除の対象になっております。

この関係で、申告して税務署と協議している中で、公社で持っている繰越金が多いという指導がありました。このことを踏まえて、種々協議してした中で、平成２７年度の町が指定管理で出している委託料、こちらのほうで相殺することにより、その修正申告等は要さないという指導を受けたことにより、減額とさせていただいております。

来年以降につきましては、今回当初予算で計上している業務、これが指定管理の業務の通常の金額でございますので、また当初予算ベースになろうかと思います。

今後におきましては、決算見込み等を勘案した中で、負担金のほうは随時精算していきたいと思います。

また、指定管理の業務委託料は協定しておりますけれども、こちらのほうにつきましても条項で変更できるとありますので、こちらに沿った処理をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　ほかに質疑はありませんか。

１０番吉住博幸さん。

○１０番（吉住博幸君）　繰越金があるということは、運営上の都合もあるとは思っているのだけれど、基本的に十分な現金の余力があると踏んだほうがいいのか、もうかりすぎているという観点ということで、税務署の税務対策をしたという意味合いにもとれたわけです。そしたら、もともと第三セクターということで僕らの感覚から言ったら、営利目的でもないわけだから、そしたら、余りにも最初、運営に対してどうなのかなという思いがあるもので、いま一度、わかりやすく説明していただきたいという点がまず１点。

２点目、４９ページの商店街活性化促進事業費の増というところで、プレミアム商品券発行事業の事務委託料１１２万4，０００円、それから子育て２１万5，０００円、補助金がそれぞれ７３８万円と２４７万5，０００円があるのだけど、この二つを比較した場合に、委託料と補助金という意味であえて言えば委託料の積算がどうなっているのか、もう少し御説明いただきたいなということであります。以上。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　お尋ねのありました、みどりの村の減額でありますけれども、こちらはみどりの村の委託料と指定管理料につきましては、現在の協定書の中では、例えば精算する等ということはうたわれていない状況であります。そのため、収益事業による増だとか通常の指定管理

料、これらの執行残等が積み重なって繰越金等がふえているという状況にあります。

こちらの税は当然収益事業も行っていますので、収益事業のほうに対しては課税の対象となります。一方、公益事業がメインでありますので、こちらのほうは申告免除ということで、課税の対象になっていない状況であります。この中で、申告免除の協議をしている過程で、このような指摘があったという状況であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　（「１項目ずつですか」と発言する者あり）

１項目ずつです。

（「したいけど、流れるのがいやなので後で聞きに行く」と発言する者あり）

経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　２点目の商品券のお尋ねでございますけれども、このそれぞれの違いでありますが、まず業務委託料ですけれども、これはいずれも商品券の印刷代、チラシ・ポスターの印刷代、チラシの折り込み手数料、商品券の取り次ぎ手数料であり、いずれも１枚当たりの単価は同額でありますが、商品券の印刷につきましては子育て等の応援事業が１１枚１組となっております。これに対して、プレミアム商品券は６枚１組となっております。

このことから、１セット当たりに直しますと、プレミアム商品券は４５６円、子育て等応援事業が４７５円ということで、子育て等応援事業が商品券のつづりが多い分、若干高上がりになっている状況であります。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　４番上杉晃央さん。

○４番（上杉晃央君）　４３ページのふるさと寄附金の関係で手数料のクレジットカード利用の部分という御説明だったのですけれど、これはいろいろな形で寄附を多くするためにということで利便性を考えてクレジットカードの利用というのを各市町村でやっているのですが、今まで寄附を受けた中で、クレジット利用というのは何割ぐらいあるのか、その比率を教えていただきたいと思います。

２点目は４７ページのみどりの村の維持管理費のところで、先ほど経済部長から収益免除で、指導でやったということでしたけれども、精算の規定がないということなのですが、来年度に向けてそういう精算規定をきちっと入れたような町の対応をとられるのかどうか、これ、毎年出た決算を見て、その都度指摘を受けてやらないとできないものなのか、それともある程度の数字が出た判断で、町と協議して調整するというようなルールのほうがいいのではないかと、ちょっと説明聞いていてそのように感じたものですから。

その辺の考え方をお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長（大原　昇君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君）　上杉議員さんの１点目のクレジットカードの割合という御質問でございます。

今現在、８月時点の統計がございまして、クレジットの割合でいきますと、約６７％、そのほかの部分で３３％の割合となっております。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　先ほどのみどりの村の負担金の協定の関係でございますが、こちらの協定につきましては、まず、４年間のベースとなる、みどりの村管理業務委任協定書というのがございます。この中で、指定管理料につきましては、それぞれの年度ごとでまた協定を結ぶということになっておりますので、今の法人税の申告だとかそういったようなこともございますので、この協定書の文言に盛り込むことについて、来年以降検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（大原　昇君）　そのほか質問のある方。

１３番古舘繁夫さん。

○１３番（古舘繁夫君）　４３ページの１番上段であります。

町有財産管理事業費の増、簡単に言うと火災保険料ということで、１２０件というお話がありました。

以前お伺いすれば、見直すという時期があって、そのときに今まで掛けていたけれどもやめたのだと。こういうことで、１２０件が全部そういうことなのか、それから入っていないものを今回改めて調査して入ったのかということについて、できれば、この１２０件ということを私たちにわかりやすいように、皆さんに何かペーパーというか……。あそこ入っていなかったのだけど入った、あそこ休んでいたけれども、今度入るようになったとかということを、今回資材庫が焼失したことで火災保険に入っていなかったということについては、がっかり、びっくり、どっきりしている人が多いです。もちろん議員でです。そういう部分で、この１２０件、そんなにあったかということでありますが、何かペーパーでわかりやすいものを提出いただければと思います。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　大きな項目ごとでは押さえておりますけれども、名称ごととなるとちょっと時間がかかると思いますので、ちょっと時間をいただいて後日配付をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　１３番古舘繁夫さん。

○１３番（古舘繁夫君）　部長、今言ったように、改めて今回初めて入ったというものをお教えください。それから、休んでいたのが復活したというのもわかるようにお願いします。以上です。

○議長（大原　昇君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第６９号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７　議案第７０号

○議長（大原　昇君）　日程第１７　議案第７０号平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　５５ページをお開きいただきたいと思います。

議案第７０号平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、主に過年度の補助金確定に伴う返還金等の増額、職員の産休に伴う臨時職員の賃金等を補正するものでございます。

平成２７年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５４９万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２億４，３３０万１，０００円とするものでございます。

第２項につきましては事項別明細書で御説明いたします。

６４ページ、６５ページをお開きいただきたいと思います。

３歳出について御説明いたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費につきましては、産休代替臨時職員の社会保険料と賃金３カ月分、４７万９，０００円を補正しようとするものでございます。

その下２款、保険給付費につきましては財源調整でございます。

３款、後期高齢者支援金等につきましては、過年度分の社会保険診療報酬支払基金の額の確定に伴う５１万２，０００円の増額補正でございます。

４款、前期高齢者納付金等につきましても過年度分の社会保険診療報酬支払基金の額の確定に伴う４万８，０００円の増額補正でございます。

６款、介護納付金につきましても、過年度分の社会保険診療報酬支払基金の額の確定、２８万５，０００円を減額補正するものでございます。

次に、６６ページ、６７ページをお開きいただきたいと思います。

８款保健事業費、１項保険事業費、１目保健衛生普及費につきましては、インフルエンザワクチン単価の増額に伴いまして、国民健康保険加入者分を見込みまして、国保会計から負担するものでございます。４５万４，０００円を増額補正するものでございます。

１０款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目償還金につきましては、平成２６年度補助金等の額の確定による返還金１，４２８万６，０００円を増額する補正するものでございます。

歳出は以上でございます。次に歳入でございますが、６２ページ、６３ページでございます。

２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目療養給付費等負担金につきましては、介護納付金負担金の９万１，０００円の減及びその下、後期高齢者支援金の１６万３，０００円の増につきましては、平成２６年度概算分通知による国庫負担分の補正でございます。

４款、前期高齢者交付金１１万９，０００円の減につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される平成２５年度前期高齢者交付金の精算による減額でございます。

５款道支出金、２項道補助金、１目財政調整交付金につきましては、特別調整交付金として、インフルエンザワクチンの単価増に伴う増額分２２万７，０００円でございます。

その下、９款繰越金１，５３１万２，０００円の増につきましては、今回の補正に伴い、増額分を前年度繰越金で賄うため繰り入れるものでございます。

１０款諸収入、２項３目雑入につきましては、産休代替臨時職員の雇用保険料の納付金２，０００円でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第７０号平成２７年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８　議案第７１号

○議長（大原　昇君）　日程第１８　議案第７１号平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　６９ページをお開きいただきたいと思います。

議案第７１号平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、過年度補助金の確定に伴う返還金等の増額を行おうとするものでございます。

平成２７年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４２８万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億７，５４１万３，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

７８ページ、７９ページでございます。

３歳出について御説明いたします。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、２目施設介護サービス給付費につきましては財源調整でございます。

３款地域支援事業費、１項一目介護予防事業費につきましても財源調整でございます。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金４２８万４，０００円につきましては、平成２６年度の介護給付費、地域支援事業費の精算により返還金額が確定したため、増額補正するものでございます。

歳出については以上でございます。

歳入については、７６ページ、７７ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。７６ページ、４款支払基金交付金、２項１目地域支援事業交付金につきましては、平成２６年度地域支援事業費の精算により追加、交付金額が確定しましたので、１２５万１，０００円を増額するものでございます。

７款繰入金、２項基金繰入金につきましては、支払基金交付金と前年度繰越金を計上いたしまして不足分を基金から２６９万６，０００円繰り入れ、増額するものでございます。

８款繰越金につきましては、平成２６年度の繰越金３３万７，０００円を計上するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第７１号平成２７年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第７２号

○議長（大原　昇君）　日程第１９　議案第７２号平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案の８１ページをお開きいただきたいと思います。

議案第７２号平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

平成２７年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるとこ

ろによる。

今回の補正につきましては、平成２６年度に実施いたしました、終末処理場電気設備等更新工事の際に発生いたしました鉄のスクラップ材、主に改修前の電気の計器板などでございますが、これらの売却収入に伴う補助金見合い分の補助金の返還と終末処理場に設置されております井戸の水中ポンプの保守点検の際に発見された、ポンプの外側に当たります、ケーシング部分の亀裂が発見されたことから、ポンプの交換が必要となりました。その修繕費を補正いただこうというものであります。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３３万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億２，１０２万６，０００円とするものであります。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

歳出より御説明を申し上げますので、９０ページ、９１ページをお開き願います。

公共下水道事務費の増でありますが、先ほど御説明させていただきました鉄のスクラップ材の売却収入に伴う補助金の返還金として９万４，０００円の増額補正であります。

次の終末処理場維持管理事業費の増につきましては、先ほど御説明させていただきました終末処理場で使用しております井戸のポンプの交換のための修繕の増額であります。

次に歳入について御説明いたしますので、８８ページ、８９ページをお開き願います。

このページの歳入は歳出の事業費の増額に対する財源を前年度繰越金に求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第７２号平成２７年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（大原　昇君）　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労様でした。

午後　３時５６分　散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員